

1. 原爆被爆者援護施策等について

原爆被爆者援護施策予算案について（令和7年度）

事 項	令和6年度 予 算 額	令和7年度 予 算 案	主 な 事 業
	億円	億円	億円
原爆被爆者援護対策費	1,149	1,097	
（1）医療費等	296	284	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原爆一般疾病医療費 245 ・ 原爆疾病医療費 9
（2）諸手当等	729	679	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療特別手当 186 ・ 健康管理手当 417
（3）保健福祉事業等	76	77	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険等利用被爆者助成事業 29
（4）原爆死没者追悼事業等	8	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被爆体験伝承事業 0.5 ・ 被爆建物・樹木の保存事業 0.5 ・ 新 被爆80周年事業 0.9
（5）調査研究等	40	48	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡 第二種健康診断特例区域治療支援事業等 調査研究委託費 12

注）各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

第二種健康診断特例区域治療支援事業

令和7年度予算案
1,993,628千円

- 第二種健康診断特例区域では、被爆体験者の平均年齢も85歳を超え、多くの方が被爆体験に起因する精神疾患や、身体的健康度の低下に伴う様々な疾病を抱えて長期療養を要している状況が伺われる。このため、「被爆体験者精神影響等調査研究事業」を見直し、被爆体験に起因する精神疾患に罹患しているかどうかに関わらず、医療費助成の対象範囲を拡大(被爆者と同程度)することとし、新たに「第二種健康診断特例区域治療支援事業」を実施する(R6年12月～)

	旧事業(PTSD事業)	本事業(注)	被爆者
<input type="checkbox"/> 全ての疾患 (※除外疾患を除く)	△ 精神疾患及び精神疾患に関連する身体化 症状・心身症と認められる疾患のみ ※ 一年に1度の精神科受診が必要	○	
<input type="checkbox"/> がん種	△ 胃がん、大腸がん、肝がん、胆嚢がん、 膵がん、乳がん、子宮体がんの7種のみ	○	
<input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 外傷	×	○	
※ 除外疾患 <input type="checkbox"/> 遺伝性の疾患 <input type="checkbox"/> 先天性の疾患 <input type="checkbox"/> 原爆投下以前にかかった精神病 <input type="checkbox"/> 軽度の虫歯	×	×	×



第二種健康診断特例区域
原爆投下時に居住していた場合、年1回の健康診断を受けられる地域

(注) 第二種健康診断特例区域の対象者のうち、11種類の障害を伴う疾病にかかっている者

第二種健康診断特例区域治療支援事業リーフレット

受給者証
未所持者向け

令和6年12月から新たな医療費助成事業が始まります。

第二種健康診断特例区域治療支援事業

★第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした、**被爆者と同等の医療費助成を行う事業が始まります。**

1. 事業の概要

➤ **医療費助成の範囲**
令和6年12月1日から、以下を除き、全ての医療費が助成の対象になります。

※対象外の疾病（被爆者と同じ）

①原子爆弾投下以前にかかった精神疾患 ②遺伝性疾病 ③先天性疾病
④むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce）

➤ **事業の対象者**

・11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている方が対象です
・受給者証の交付申請をしていただく必要があります

① 造血機能障害 <small>（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など）</small>	② 肝臓機能障害 <small>（肝硬変など）</small>	③ 細胞増殖機能障害 <small>（悪性新生物など）</small>
④ 内分泌腺機能障害 <small>（糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症など）</small>	⑤ 脳血管障害 <small>（脳内出血、脳出血、脳梗塞など）</small>	⑥ 循環器機能障害 <small>（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など）</small>
⑦ 腎臓機能障害 <small>（ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎など）</small>	⑧ 水晶体混濁による視機能障害 <small>（白内障など）</small>	⑨ 呼吸器機能障害 <small>（肺炎腫、慢性間質性肺炎、肺繊維症など）</small>
⑩ 運動器機能障害 <small>（変形性関節症、変形性脊椎症など）</small>	⑪ 潰瘍による消化器機能障害 <small>（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）</small>	

第二種健康診断特例区域
医療受給者証

※受給者証
・第二種健康診断特例区域医療受給者証を新たに交付します
・長崎県（長崎市）にて申請内容の審査の上、郵送します。
・有効期限はありません（更新は不要です）

※画像はイメージです

2. 申請までの流れ

第二種健康診断受診者証を持っている

↓

1 1種類の障害を伴う疾病の有無

ある ↓ ない ↓

【新事業】

第二種健康診断特例区域
医療受給者証

※原爆投下時に
胎児だった方
はこちら

↓ 交付を希望 ↓

被爆体験に基づく精神疾患がある方

被爆体験者
精神医療受給者証

↓ 交付を希望 ↓

※交付申請希望の方には、
申請書を送付しますのでお問い合わせください。

① かかりつけの医療機関において、**11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっていることがわかる所定の診断書を作成ください。**
※診断書作成費用は自己負担です

② 所定の診断書、申請書兼同意書、第二種健康診断受診者証の写し、の3点を長崎県（長崎市）へ提出 ※令和6年12月1日より申請受付を開始します

③ 長崎県（長崎市）から受給者証を交付（郵送します）
※申請から交付まで、およそ1～2か月ほどかかる場合があります

④ 令和6年度内に受給者証の申請をいただいた方は、**12月1日～受給者証が届くまでの間の医療費の自己負担分を、長崎県（長崎市）へ請求できます。**
医療機関での受診時には自己負担分をお支払いいただき、領収書の保管をお願いいたします。

問い合わせ先

第二種健康診断受診者証をお持ちの方 ※長崎県外にお住まいの方も対象です。

長崎県 福祉保健部
原爆被爆者援護課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
TEL 095-895-2475

（担当区域）
長崎県内（長崎市外）九州・中国・四国地方

長崎市 原爆被爆対策部 調査課
拡大地域支援係
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
TEL 095-829-1290

（担当区域）
長崎市内、北海道・東北・関東・中部・近畿地方

令和4年1月28日付け事務連絡 「被爆者等による被爆の実相を語る証言活動の実施について」

事務連絡
令和4年1月28日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

被爆者等による被爆の実相を語る証言活動の実施について

戦後76年が経過し、原子爆弾被爆者の方（以下「被爆者」という。）の高齢化が進み、被爆者本人から体験を聴く機会が減少していく中で、被爆の実相を次世代へ継承することが課題となっています。

被爆者等による被爆の実相を語る証言活動（以下「証言活動」という。）を実施する際は、被爆者等による証言活動を継続的に実施する観点から、以下の事業の活用を検討いただきますようお願いいたします。

1 原爆死没者慰霊等事業

原爆死没者慰霊等事業（原爆死没者慰霊等事業費補助金）では、地方公共団体、事業所及び学校等が行う慰霊式典等に対する助成を行っており、被爆者の証言活動に対して支払われる講師謝礼や旅費についても、助成の対象としております。

なお、被爆者の証言活動には、学校における平和教育の一環として行われるものも含まれます。

〈学校が行う慰霊式典等の事業に対する国庫補助対象経費の例〉

事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料）など
※平和教育の際に、被爆の実相を語っていただいた被爆者等に対して支払う講師謝礼や旅費も対象となります。

2 被爆体験伝承者等派遣事業

被爆体験伝承者等派遣事業では、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を通じて、広島市・長崎市が養成している被爆体験証言者（被爆者本人）や被爆体験伝承者等（以下「伝承者等」という。）を、国内外に派遣し、講話を実施することができます。

なお、講話の実施に当たり、伝承者等の派遣に係る費用（謝金、旅費）は不要（国が負担）です。

〈被爆体験伝承者等派遣事業の申込先について〉

- ・国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
住 所：広島県広島市中区中島町1-6
電話番号：082-543-6271
- ・国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館
住 所：長崎市平野町7番8号
電話番号：095-814-0055

被爆体験伝承者等派遣事業

令和7年度予算案 0.5億円（0.5億円）（原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費の内数）

趣旨

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市等が養成、研修している被爆体験の伝承者、及び証言者等を国内、国外へ派遣する事業を行う。

広島・長崎原爆死没者追悼平和祈念館において実施

国内・国外派遣

- 国内、国外で被爆体験伝承者・証言者による講話を実施
- ・都道府県等から、本事業実施事務局（祈念館）に対し、講話の実施を依頼。
- ・講話の実施に係り、被爆体験の伝承者等の派遣に係る費用（謝金、旅費）は国が負担。

国内（広島・長崎市外）

活動場所

- ・学校
- ・公民館
- ・国内原爆展

国外

活動場所

- ・学校
- ・海外原爆展

※祈念館が養成している被爆体験記朗読者の派遣も可能

専属のコーディネーターを配置

- 派遣プランの作成
- 旅程等の手配
- 派遣中のサポート

広島市・長崎市等において実施

令和5年度から国立市が養成した伝承者も対象に追加

伝承者
リストの
共有

○伝承者を養成

- ・被爆の実相や話法技術等の講義
- ・被爆者による被爆体験等の伝授
- ・講話実習

被爆体験伝承者



被爆者

被爆体験の伝授

○証言者を養成

※長崎市では（公財）長崎平和推進協会にて研修を実施

- ・話法技術等の講義
- ・講話実習

被爆体験証言者（被爆者本人）



- ・広島市、長崎市内等に派遣
- ・広島平和記念資料館や長崎原爆資料館における講話

※来日外国人に対して、また国外においても講話が行えるよう語学研修も実施

原爆ドーム(広島) 被爆体験や平和への思いを伝える 平和祈念館(長崎)/北村四郎作

被爆体験 証言・伝承講話 被爆体験記 朗読会

ヒロシマ被爆 ナガサキ被爆

講師を全国に無料で派遣します!

～被爆体験伝承者等派遣事業～

令和5年度派遣

【講師区分】

◆被爆者

ヒロシマ被爆 ナガサキ被爆

被爆者ご本人が自身の被爆体験を証言します。

※同一年度内に広島・長崎市内で聴講する団体、修学旅行の事前学習は対象外とし、聴講者数は概ね40名以上とします。
 ※広島からの被爆者の派遣は、12月から翌年3月までの間に限ります。
 ※長崎からの被爆者の派遣は、職員1名(費用は申込者負担)が随行します。

◆被爆体験伝承者(広島市が養成)

ヒロシマ被爆

◆家族・交流証言者(長崎市が養成)

ナガサキ被爆

◆原爆体験伝承者(東京都国立市が養成)

※令和5年度から派遣開始 ヒロシマ被爆 ナガサキ被爆

被爆者から被爆体験を直接受け継いだ伝承者等が、プレゼンテーションソフトなどを用いて、被爆の体験や平和への思いをお話しします。

◆被爆体験記朗読ボランティア

ヒロシマ被爆 ナガサキ被爆

国立原爆死没者追悼平和祈念館が募った朗読ボランティアが、被爆者が自ら綴った体験記や詩などを朗読します。聴講者による朗読体験を行うこともできます。

■講話・朗読会の標準開催時間 広島：60分・長崎：40分
 原爆体験伝承者(東京都国立市が養成)の講話は35分

申し込み&問い合わせ先

◆申込期限は、原則として派遣希望月の3か月前の月の月末まで
 (ただし、派遣希望月が4月の場合は2月末まで)
 (例) 7/31 派遣希望の場合のメ切 ⇒ 4/30 ※申込期限に間に合わない場合は、電話でご相談ください。

★お申込み方法は、「原爆死没者追悼平和祈念館」のホームページをご覧ください★

ヒロシマ被爆

●国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
<https://www.hiro-tsuitokinenkan.go.jp/>
haken@hiro-tsuitokinenkan.go.jp
 TEL 082-207-1202



ナガサキ被爆

●国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館
<https://www.peace-nagasaki.go.jp/>
haken@peace-nagasaki.go.jp
 TEL 095-814-0055



申し込みから開催までの流れ

～被爆体験伝承者等派遣事業～

- ① 申し込みの受付 令和5年2月1日～ 申込期限：原則希望月の3か月前の月の月末まで
 (例：7/31 派遣希望の場合のメ切 ⇒ 4/30)
- ② 派遣の可否の連絡 申込書受付後、概ね20日以内に連絡します。
- ③ 派遣者名等の派遣内容の連絡 開催日の1か月から2週間前までに連絡します。
- ④ 派遣者と電話等で打ち合わせ 派遣者と開催内容等の確認を行ってください。
- ⑤ 会場への派遣、開催 会場設営、必要機器等の準備を行ってください。

※申し込みに際しての注意事項

- 派遣対象 学校、自治体、その他の団体が主催し、平和に関して学ぶ目的で行う平和学習等とします。ただし、政治・宗教・営利を目的とする集会等は除きます。
 - 聴講者数 概ね20名以上(被爆者ご本人の講話は40名以上)が聴講する平和学習等に派遣します。ただし、これを下回る場合においても状況に応じて派遣します。
 - 実施回数 申し込みは1団体1回のみ(1年度内)、講話もしくは朗読会のいずれかのみとします。なお、広島、長崎両方への申し込みはできません。
- ※必要機器等(プレゼンテーションソフトを使用できるパソコン、机、マイク及びマイクスタンド等)は申込者に準備していただきます。また、会場借上料などの必要経費は申込者の負担となります。

令和4年度に寄せられた感想から

◆被爆者による講話

○熊本県熊本県立岱志高等学校定時制(令和4年12月17日 長崎から派遣)

Power Pointや地図・被爆当時の写真も使っていただき、より切実に原爆の悲惨さを学ぶことができました。私たち教員がどんなに原爆のことを勉強して授業をしても、実際に経験された方のように言葉に重みを持たせることはできません。生徒たちが真剣に話を聞いていた姿が強く印象に残りました。どの生徒も平和のバトンをしっかり受け取ってくれたと思います。



◆伝承者等による講話

○被爆体験伝承講話(広島)【京都府京都市立養正小学校】令和4年6月22日

原爆被害の概要と被爆者の体験のお話は、写真・イラスト・地図などがあり、たいへん分かりやすかったです。お話をお聞きするにつれ、知識を身につけるとともに、戦争・原爆の恐ろしさが伝わってきました。被爆者ご本人から直接受け継いだ被爆体験は、とてもリアルティがあり、興味深く聴講しました。



○家族・交流証言講話(長崎)【大阪府堺市立大仙小学校】令和4年6月10日

原爆投下によってご家族を亡くされた方のお話をきいて、自分事として考える機会をいただきました。子どもたちやわれわれ教員の心に届くものでした。



◆被爆体験記の朗読会

○和歌山県有田市立糸我小学校(令和4年7月15日 広島から派遣)

朗読を聴くことによって、原爆、戦争、命、さまざまな事を考えるきっかけとなりました。特に子どもの言葉で書かれた原爆詩は子どもたちにも分かりやすく、ずっと受け入れることができたと思います。また、児童に朗読体験をさせるという取組も、とても素晴らしいと感じました。戦争を知らない世代が語り継ぐ大切さがよく伝わったと思います。



令和2年12月17日付け事務連絡 「被爆二世健康記録簿（ひな形）の提供について」

事務連絡
令和2年12月17日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

被爆二世健康記録簿（ひな形）の提供について

厚生労働省では、原爆被爆者二世（以下「二世」という。）の方には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い実情に鑑み、二世の方に対する健康診断を実施して、その健康状態の実態を把握するとともに、健康管理に資することを目的として、平成13年度から被爆二世健康診断調査事業を実施しています。

今般、当室では、被爆二世健康診断（以下「二世健診」という。）の結果等を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした「被爆二世健康記録簿（以下「記録簿」という。）」のひな形を別添のとおり作成いたしました。

ついては、各都道府県、広島市及び長崎市（以下「各都道府県市」という。）において記録簿を導入する際は、下記に留意していただきますようお願いいたします。

また、被爆二世健康診断調査事業の実施に当たっては、引き続き、二世健診を希望する方が二世健診を受けやすい環境づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第一 記録簿の趣旨

二世健診の結果を自身の健康管理に役立てることを目的としたもの

第二 記録簿の配布対象

二世健診受診者のうち、記録簿の配布を希望する者

第三 記録簿（ひな形）の内容

- 1 本人情報（既往歴・現病歴等）
- 2 健康診断結果記載欄（一般・精密）
- 3 予防接種記録欄
- 4 自由記載欄
- 5 親の被爆状況等

第四 記録簿の作成・活用に当たっての注意点

- 1 記録簿は携帯しやすい大きさ（例：日本産業規格A列6番）としてください。
- 2 今般提供するのひな形です。各都道府県市において記録簿を作成する際は、管内関係者等の意見を踏まえて、地域の実情に沿った内容としてください。
（例：二世健診を実施している医療機関の一覧表の追加など）
- 3 先行事例として、健康診断受診証等を記録簿に貼り付け可能な形とし、当該記録簿を医療機関に提示することで二世健診の受診を可能にしている例もあります。二世健診を定期的に受けることを勧める観点から記録簿の積極的な活用をお願いいたします。
- 4 二世の方が記録簿を所持するか否かは御本人の意思に委ねられること、また、記録簿の全ての欄に記載をする必要はないことに留意するとともに、記録簿の配布や趣旨説明等に当たっては、二世の方及び被爆した親の感情等に十分配慮するようお願いいたします。
また、二世の方が記録簿を所持していない場合でも、二世健診の受診を妨げることがないようにしてください。
- 5 記録簿の作成に要する費用は、被爆二世健康診断調査事業実施要綱第8の（2）「健康診断実施のための事務に必要な経費」により計上してください。

第五 その他

- 1 被爆二世健康診断調査事業の実施に当たっては、「被爆二世健康診断調査事業の実態調査について（結果）」（令和元年7月19日事務連絡）の趣旨を踏まえ、広報誌等を用いた二世健診の実施の広報、二世健診の目的や受診項目等の周知を検討するとともに、二世健診の申込み及び実施可能な期間は、長期間確保していただくようお願いいたします。
- 2 被爆した二世の親が被爆者健康手帳を所有していないことのみをもって二世健診を受診できない取扱いとするのではなく、親の氏名・被爆状況等の記入、御本人の申し立てや生年月日の確認などの方法により二世であることが確認できる場合には、二世健診の対象とするなど、受診要件について、柔軟な対応をお願いいたします。

以上

事務連絡
令和2年11月25日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

医師等が作成する診断書（介護手当用）の取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第31条に規定する介護手当の支給申請には、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第65条第1項第1号に規定する医師等の診断書を添付する必要があるが、各都道府県、広島市及び長崎市にあっては、当該診断書等を審査の上、介護手当の支給の可否を決定されているところである。

今般、診断書の作成及びその審査に当たっての注意事項を下記のとおり通知しますので、その適正な事務処理の徹底方よろしくお願いいたします。

記

第一 被爆者等から介護手当の支給申請に必要な書類を求められた場合

「介護手当の支給に係る事務取扱について」（平成12年5月22日付け健企発第18号厚生省保健医療局企画課長通知（最終改定：平成28年11月2日健総発1102第1号））のとおり、介護手当の申請者に対して、正確かつ分かりやすく、介護手当の制度の説明を行うこととしているところですが、今般、別添のとおり、医師等が診断書（介護手当用）を作成する上での留意事項をまとめたリーフレットを作成しましたので、被爆者等から介護手当の支給申請のために必要な書類を求められた際に御活用いただくようお願いします。また、各都道府県におかれましては、管内の指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関へ本リーフレットの周知方よろしくお願いします。

第二 医師等が作成した診断書（介護手当用）の確認について

「介護手当の支給にあたっての留意事項について」（平成27年12月25日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡）のとおり、原子爆弾の傷害作用の影響を否定できない場合には、介護を要する状態にあることを確認した上で、介護手当を支給することになるため、診断書（介護手当用）の内容に疑義がある場合には、事前に申請者や医師等に疑義の内容を確認すること等により、介護手当支給申請者の実態に沿った審査を行い、単に症状を記しただけ（例：老衰、一下肢切断等）であることをもって不備として却下することの無いようよろしくお願いします。

以上

診断書（介護手当用）を作成される医師の皆さまへ

原子爆弾被爆者への診断書（介護手当用） 作成時の注意点

■ 介護手当とは

精神上または身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）により、介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている被爆者に対して支給されるものです。

被爆者からの申請に基づき、都道府県（広島市、長崎市は市）において審査が行われます。

なお、**介護保険を受けていなくても、介護手当は支給されます。**

介護手当申請時の診断書の不備・不足などで、本来受給できる方が審査により却下される事案が出ています。介護手当を必要としている方に公正な審査が行えますよう、医師の皆さまのご協力をお願いします。

診断書作成の留意点

【介護手当の支給対象となる疾病】

■ 障害の原因となった負傷または疾病が、**原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除き、介護手当の支給対象となります。**

・介護手当の支給の対象とならない例：

交通事故等による外傷、遺伝性疾病、先天性疾病、伝染病、寄生虫病、薬物・毒物による中毒 など原因を具体的に特定できるもの

【支給要否の判断】

■ 障害により、他人の介護がなくては、食事、排せつ、洗顔、入浴などの日常生活を行うことが不可能であるか、または著しく困難である状態にある場合に、介護手当は支給されます。（障害の程度の審査基準は3ページ参照）

■ **3ページ記載の障害の程度の審査基準（厚生労働省令別表第2第1号～14号、重度であれば別表第3第1号～7号）に掲げる障害の状態になくとも、それと同程度の状態であれば、介護手当は支給されます。**

例：認知症は、別表第2第1～14号（重度であれば別表第3第1～7号）には該当しませんが、別表第2第15号（重度であれば別表第3第8号）に該当し、支給対象となり得ます。

診断書（介護手当用）様式

可能な限り具体的に記載してください。

※ 障害の原因となった負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかでない限り、介護手当の支給対象となります。

様式第二十七号（第六十五関係）

（表面）

診断書（介護手当用）

氏名	明治 大正 昭和	年 月 日 生	男・女
居住 地			
障害の原因となった負傷又は疾病の名称	上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見		
視 力	右（ ）	左（ ）	精神 障害
平 常 能 力	障害の原因となった負傷または疾病が明らかに原子爆弾の傷害作用の影響によるものでない場合にのみ、記載してください。 (交通事故等による外傷、遺伝性疾患、先天性疾患、伝染病、寄生虫病、薬物・毒物による中毒など原因が特定されている場合は記載が必要です。)		
の 状 態	上肢の状態	活 動 状 態	歩 行
手 指 の 状 態		入 浴 洗 顔 洗 髪	
下 肢 の 状 態		そ の 他	
体 幹 機 能 障 害			
そ の 他 の 運 動 機 能 障 害			
*3 上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する保護に関する法律施行規則別表第2又は別表第3に定める程度の精神上又は身体上の障害であるかどうかについての意見	1 別表第2（ ）号に該当する	2 別表第3（ ）号に該当する	3 別表第2に該当しない
*4 要介護状態についての判断	1 介護を要する	2 介護を要しない	
以上のとおり、診断します。	令和 年 月 日 医療機関の名称 所在地 医師氏名		

記入上の注意

- *1の欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。
- *2及び*4の欄は、補助用具を使用している者については、これを使用した場合の状態について記入してください。
- *3の欄の別表第2及び別表第3については、裏面を参照してください。

また、障害の程度（中度、重度）の審査基準は右ページにあります。

中度障害①～③、重度障害①～②に当たらないような場合でも、障害の状態が同程度の状態（中度障害④～⑯、重度障害⑧～⑩）にあれば、1または2に記載してください。

（例：認知症の傾向があり、他人の介護がなければ日常生活を送ることが著しく困難である場合等）

障害の程度の審査基準

中度障害（厚生労働省令別表第二）

- ① 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- ② 両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④ 音声または言語機能を損失したもの
- ⑤ 両上肢のおや指およびひざし指を欠くもの
- ⑥ 両上肢のおや指およびひざし指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑧ 一上肢のすべての指を欠くもの
- ⑨ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- ⑩ 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
- ⑪ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑫ 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの
- ⑬ 一下肢の機能を全廃したもの
- ⑭ 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、または家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑰ 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

重度障害（厚生労働省令別表第三）

- ① 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を二分の一以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

令和5年11月29日付け事務連絡
「原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務に係る留意事項について」

事務連絡
令和5年11月29日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務に係る留意事項について

平素より原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、日本原水爆被害者団体協議会より、別紙に記載した事項について、都道府県等の窓口での不適切な対応事例があったため、早急に改善するよう申し入れがありました。これらは実際に被爆者がお困りになった事例ですので、実際に申請受付等の窓口業務を行う職員に対して、別紙の内容を周知徹底していただくようお願いいたします。

また、各都道府県等において、事務取扱マニュアル等を作成している場合には、別紙の内容を追記していただくなど、人事異動による引き継ぎが確実に行われるようお取り計らい願います。

別紙

○介護手当について

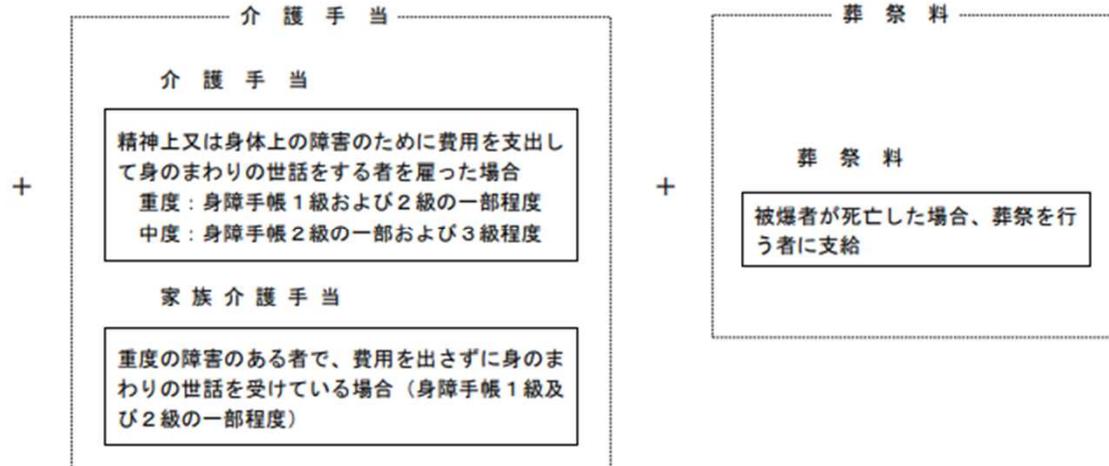
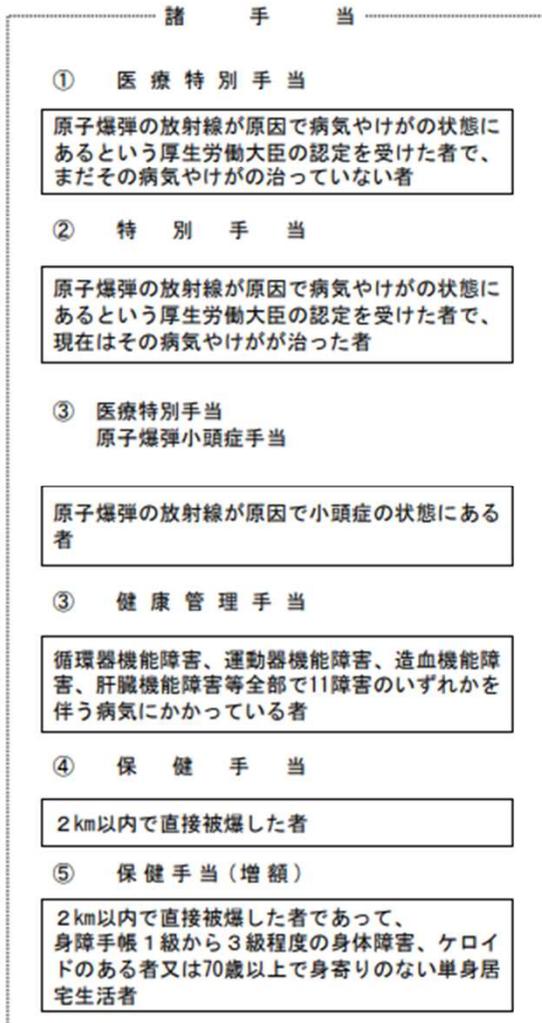
- ・ 医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当との併給は可能であること。なお、家族介護手当との併給はできないこと（参考参照）。
- ・ 原子爆弾の傷害作用の影響があると思われる厚生労働省令で定める範囲の精神上または身体上の障害により、介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている被爆者に対して支給されるものであり、身体障害者手帳の所持は支給要件ではないこと。
- ・ 受けることのできるサービスの質や介護保険サービスにおける自己負担分に対する助成制度があることから、まずは介護保険サービスの利用を検討すること。その上で、必要に応じて、介護手当を支給すること。

○二世健診について

- ・ 受診制限（人数制限）を行わないこと。また、受診制限と取られかねないようなお知らせを健診対象者に対して行わないこと。

令和5年11月29日付け事務連絡
「原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務に係る留意事項について」

参考 手当における併給関係図



(注) [] の中では、③のとおり医療特別手当と原子爆弾小頭症手当の併給を除き、併給不可。

令和2年11月19日付け事務連絡

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の生活保護法及び老人福祉法における取扱いについて」

事務連絡
令和2年11月19日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者対策主管部（局） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の
生活保護法及び老人福祉法における取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく諸手当の生活保護法及び老人福祉法等における取扱いについては、それぞれ「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する各種給付に係る収入の認定等について」（昭和43年10月1日付け社保第232号厚生省社会局保護課長通知）及び「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知）によって定められていますが、近年、当該事務が徹底されていない事例が散見されています。

ついては、改めて下記のとおり通知しますので、貴部（局）においても内容について御了知いただくとともに、1から4にあつては民生主管部（局）を通じて、また、5にあつては老人福祉主管部（局）を通じて、管内実施機関へ周知徹底されるようよろしくお願い申し上げます。

記

（生活保護法における取扱い）

1 医療特別手当

医療特別手当は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「昭和36年通知」という。）第8の3(3)ノにより、一部は収入として認定しない^{※1}が、医療特別手当の受給資格を有する被保護者は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1第2章5(1)アに基づき、放射線障害者加算の対象となる^{※2}こと。

（参考1）生活保護法による保護の実施要領について

第8 収入の認定

3 認定指針

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ノ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手

当のうち37,290円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

（参考2）生活保護法による保護の基準

別表第1第2章

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額43,830円、(2)に該当する者にあつては月額21,920円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの（同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。）

2 特別手当

特別手当は、昭和36年通知第8の3(2)アに該当するものであるため、収入として認定する^{※3}が、特別手当の受給資格を有する被保護者は、保護の基準別表第1第2章5(2)アに基づき、放射線障害者加算の対象となる^{※4}こと。

（参考3）生活保護法による保護の実施要領について

第8 収入の認定

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

（参考4）生活保護法による保護の基準

別表第1第2章

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額43,830円、(2)に該当する者にあつては月額21,920円とする。

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者（同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のオに該当しないものに限る。）

3 原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料は、昭和36年通知第8の3(3)ノにより、収入として認定しない^{※5}こと。

（参考5）生活保護法による保護の実施要領について

第8 収入の認定

令和2年11月19日付け事務連絡

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の生活保護法及び老人福祉法における取扱いについて」

3 認定指針

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち37,290円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

4 介護手当

介護手当について、現に介護を受けている場合には、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第7の2(2)エ(オ)に掲げる額まで、収入として認定しない^{※6}こと。

また、介護手当について、現に介護を受けていない場合には、収入として認定するが、この場合において、保護の基準別表第1第2章の2(4)又は(5)に規定する費用^{※7}は算定する必要はないこと。

(参考6) 生活保護法による保護の実施要領について

第7 最低生活費の認定

2 一般生活費

(2) 加算

エ 障害者加算

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、105,560円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(参考7) 生活保護法による保護の基準

別表第1第2章

2 障害者加算

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、そのものと同一世帯に属するものが介護する場合においては、別に12,470円を算定するものとする。この場合については、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に70,360円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

(老人福祉法における取扱い)

5 養護老人ホームの措置入所者に係る当該費用徴収額の算定に当たっては「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知)1(2)エ又はケにより、原爆被爆者に対する手当のうち一部は収入として認定しない^{※8}こと。

(参考8) 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて

1 「対象収入」について

(2) 収入として認定しないもの

エ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
ケ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会連会上収入として認定することが適当でない^{※9}と判断される金額

以上

被爆体験記の収集に係るリーフレット



中学生の学生服
寄贈：山崎祥子 所蔵：広島平和記念資料館

得けた6本の瓶
寄贈：岡田勇吉 所蔵：長崎原爆資料館

被爆体験記
執筆：佐伯文雄
提供：国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

写真
提供：国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

昭和20年(1945年)8月6日に広島で、8月9日に長崎で被爆した身の回りの品々や衣類、被爆当時の様子を描いたご本人やご遺族の手記、追悼記、手紙、日記のほか、被爆前後の広島や長崎を伝える資料や写真、亡くなられた被爆者のお名前・ご遺影などが、被爆の実相を後世に伝える貴重な資料になります。

みなさまからお寄せいただいた資料は、大切に保管し、活用します。この機会に、わたしたちに資料をお預けください。また、当時の記憶を、証言ビデオとして残す事業へのご協力も合わせてお願いいたします。ご連絡をお待ちしております。

遺影・被爆体験記・ 被爆資料をお寄せください

問い合わせ先

<p>国立広島原爆死没者追悼平和祈念館</p> <p>〒730-0811 広島市中区中島町1-6 tel 082-543-6271 fax 082-543-6273 email: info@hiro-tsuitokinenkan.go.jp HP: https://www.hiro-tsuitokinenkan.go.jp/</p>	<p>国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館</p> <p>〒852-8117 長崎市平野町7-8 tel 095-814-0055 fax 095-814-0056 email: info@peace-nagasaki.go.jp HP: https://www.peace-nagasaki.go.jp/</p>
--	--

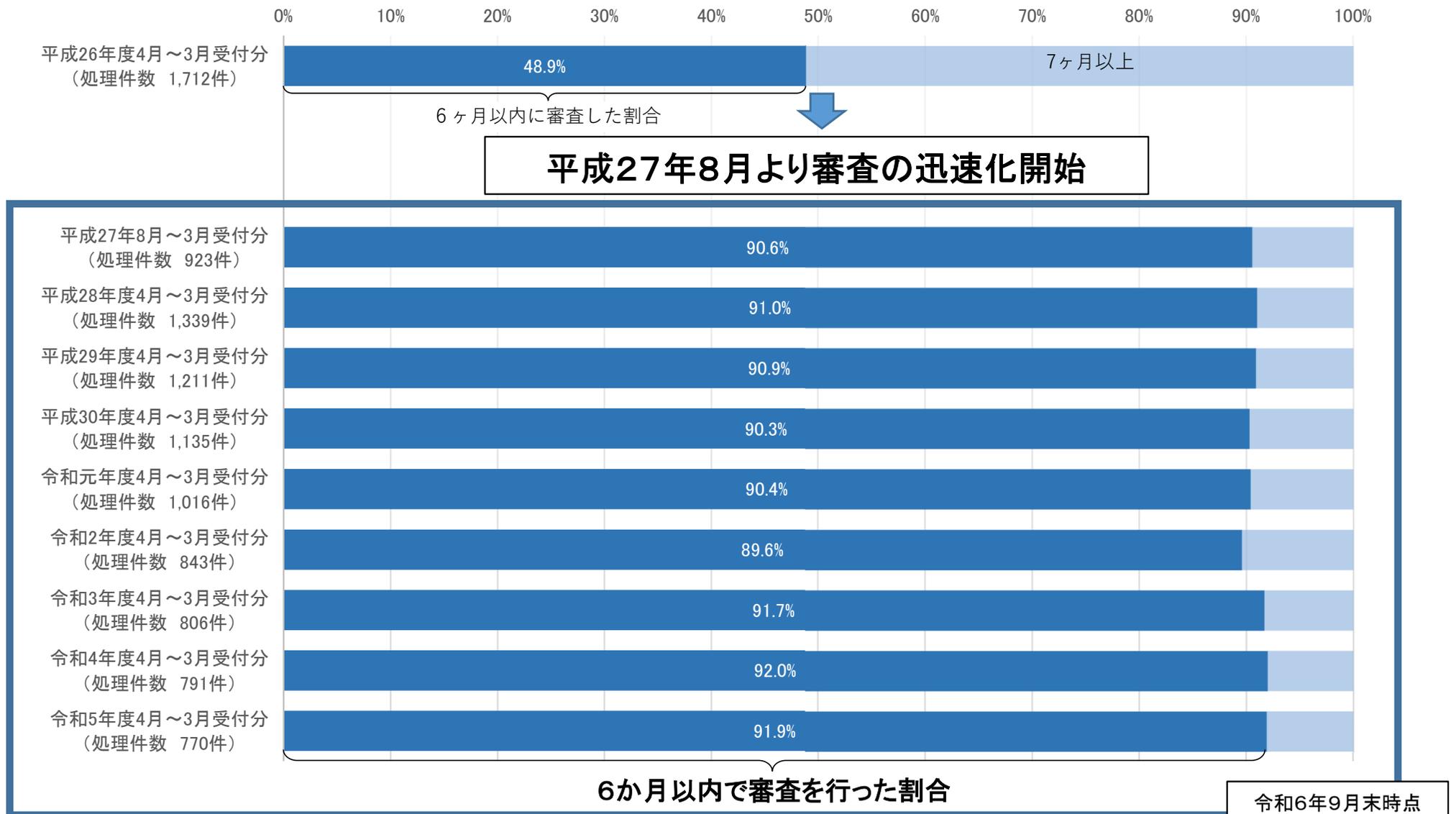
<p>広島平和記念資料館</p> <p>〒730-0811 広島市中区中島町1-2 tel 082-241-4004 fax 082-542-7941 email: gakugei@pcf.city.hiroshima.jp HP: https://hpmmuseum.jp/</p>	<p>長崎原爆資料館</p> <p>〒852-8117 長崎市平野町7-8(被爆継承館) tel 095-844-3913 fax 095-846-5170 email: hibaku@city.nagasaki.lg.jp HP: https://nagasakipeace.jp/</p>
---	---

2. 原爆症認定について

原爆症認定審査期間の推移

原爆症認定審査については、平成27年の平和祈念式典等において、総理から迅速な審査に努めることを表明し、厚生労働大臣から原則6ヶ月での審査を行うことを約束。

※「審査期間」は、申請受付から認定・却下通知が申請者に届くまでの期間として整理



《原爆症認定申請時における留意事項について》

認 定 申 請 書					
氏名	○ ○ ○	性別	男	生年月日	昭和10年10月1日
住所					
電話番号	012-345-6789	被爆者健康手帳 の番号	9876543		
負傷又は疾病の 名称	胃がん				
被爆時の状況 (入市の状況を 含む。) (※1)	<p>8月6日は広島市の爆心から約5km離れた○○町の○○工場にいましたので、被爆者健康手帳は1号（直接被爆）で交付を受けています。</p> <p>また、江波町の方へ出掛けていた兄が帰ってこなかったため、翌日、母親と広島市内に捜索に行きました。8時 に○○町の自宅を出発し、9時頃に横川駅付近に到着し、天満川に沿って、天満町、観音町の方を通り歩いていきました。</p>				
被爆直後の症状 及びその後の健 康状態の概要 (※2)	<p>被爆直後は急性症状はありませんでした。</p> <p>35歳頃 結核 1976年～ 貧血 1982年 胃潰瘍 1990年 白内障 1995年 高血圧症 2001年 肝機能障害 2008年 胃がん</p>				
<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、認定を受けるため、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 (印)</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>					

「被爆時の状況」欄について

○被爆者健康手帳記載を参考に記載する。
○被爆者健康手帳に記載されていない被爆事実がある場合も記載する。
(例：直接被爆のみで手帳が交付されているが入市被爆もある場合)

(※1) 被爆をした地点及びその周囲の状況について記載してください。

被爆後の入がある場合には、入市日、入市経路及びその後の行動、滞在時間を記載してください。

なお、被爆者健康手帳の記載を参考に記載し、その写しを添付してください。

(※2) 被爆直後の症状や被爆時以降現在までの健康状態の変化等について記載してください。

医療を受けていたり様々な調査を受けていたことにより、客観的な資料がある場合併せて添付してください。

令和6年7月10日付け事務連絡 「医師等が作成する書類の取扱いについて」

事務連絡
令和6年7月10日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

医師等が作成する書類の取扱いについて

平素より原子爆弾被爆者に対する援護にご協力頂き、厚く御礼申し上げます。

今般、被爆者の方等が、医療機関に原爆症認定の申請及び健康管理手当の申請に必要な書類についての相談をされる場合に、医療機関にお渡し頂けるよう、①原爆症認定申請時に必要な意見書記載例、②健康管理手当申請時に必要な診断書記載例を作成しました。

つきましては、都道府県等の窓口まで申請の相談に来られた被爆者の方等にお渡しし、ご活用いただくようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関へ周知方よろしく申し上げます。

原爆症認定申請時における意見書

様式第六号(第十二条関係)

意見書

原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にあると考えられる疾病等の傷病名記載してください。(判断が困難であったり、他の傷病名と誤読することのないよう正確に記入して下さい。疾病、傷害及び死因分類(ICD-10(2003年版)準拠)や医学界で通常用いられている傷病名を記入し、略語やあまり使用されていない医学用語は避けて下さい。)

負傷又は疾病の名称	被爆者健康手帳の番号	被爆者の氏名及び生年月日
既往症(※1)	現病歴や診断根拠、治療内容等について記入するとともに、内容を確認できる書類を添付してください。(申請疾病ごとに必要な書類が異なります。)	
現症所見(※2)	放射線に起因すると考える場合には、その根拠を記入してください。不明な場合には、空欄にしてください。	
当該負傷又は疾病に関する原子爆弾の放射線起因性等についての医師の意見及びその理由(※3)		
必要な医療の内容及び期間(※4)	内容	期間 (入院) (通院)

申請疾病等に対する手術を実施している場合は、当該手術の施行年月日及び術式名を記入してください。申請時点では、手術を実施していない場合であっても、将来的に手術を予定し又は検討している場合は、その手術の予定時期及び術式名を記入してください。

(※1) 過去の病氣及びその時期などについて、具体的な内容を記入してください。

(※2) 現在の症状・所見及び診断の根拠、症状の履歴などについて、具体的な内容を記入してください。

(※3) 放射線に起因すると考える場合には、その根拠を記入してください。なお、不明な場合には、特段の記載が無くとも結構です。

(※4) 可能な限り詳細に記入してください。

令和6年7月10日付け事務連絡
「医師等が作成する書類の取扱いについて」

健康管理手当申請時における診断書

様式第十九号(一)(第五十二条関係)

(裏面)
診断書(健康管理手当用)

氏名	明治 大正 昭和 年 月 日			男・女	
住居					
※1 障害の種類	1 造血機能障害 2 肝臓機能障害 3 細胞増殖機能障害 4 内分泌腺機能障害	5 脳血管障害 6 循環器機能障害 7 腎臓機能障害 8 水晶体混濁による視機能障害	9 呼吸器機能障害 10 運動器機能障害 11 潰瘍による消化器機能障害		
※2 上記の障害を伴う疾病の名称	上記の疾病が、感染症、寄生虫病、先天性異常、中毒等である場合は放射線によるものではないか、平常の事故によるものである場合等原子爆弾の放射線の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨を記す。				
※2の欄の疾病に係る病状が固定化しているかどうか					
医学的検査	疾病が明らかに原子爆弾の傷害作用の影響によるものでない場合のみ、記載してください(交通事故等による外傷、遺伝性疾患、先天性疾患、伝染病、寄生虫病、薬物・毒物による中毒など原因が特定されている場合は記載が必要です)。不明な場合には、空欄にしてください。				
※3 現	月 日 (骨髄)	有核細胞数 $\times 10^9/\text{mm}^3$	白血球数 $\times 10^3/\text{mm}^3$	リンパ球 %	E/M
臨床病理学的検査	肝機能検査(年月日)	血清総蛋白 g/dl	AST IU/l	γ-GTP IU/l	IU/l
		A/G比	ALT IU/l		
	月 日	ビリルビン mg/dl	LDH IU/l	ICG(15分値) %	
	ヘモグロビンA1c %				
	尿検査(年月日)	尿糖	尿蛋白	ウロビリノーゲン	1 陽性 2 陰性 1 増加 2 正常 3 減少
	尿比重				
	尿沈澱物反応検査(年月日)	法	1 陽性 2 陰性		
	腎機能検査(年月日)	PCP (15分値) %	濃縮試験最高尿比重		
	基礎代謝測定(年月日)				
	血糖測定(年月日)	空腹時 mg/dl	糖負荷試験(1時間) mg/dl	後100分 mg/dl	後120分 mg/dl
肺機能検査(年月日)	肺活量 CC	一秒率 %			
組織病理診断(年月日)	(組織名)				
血圧測定(年月日)	最大 mmHg	最小 mmHg			
その他の検査	文庫検査	胸部(年月日) (肺又は心臓)	腹部(年月日)	運動器(年月日)	
	心電図(年月日)	ST変化	T変化	不整脈	その他
	内視鏡検査(年月日)	(組織名)			
その他特記すべき事項	眼科検査日	水晶体混濁の有無	1 有 2 無	視力	右() 左()
	特記すべき事項	水晶体混濁の発生に際し特記すべき事項			
神経機能検査(年月日)	四肢の麻痺	1 有 2 無	言語障害	1 有 2 無	その他
以上のとおり、診断します。	令和 年 月 日				
	医療機関の名称 所在地 医師氏名				

(A列4番)

(裏面)

記入上の注意

- この診断書は、健康管理手当の受給資格の認定について、厚生労働省令で定める障害(※1の欄の障害)を伴う疾病にかかっているかどうかを証明するものであり、当該疾病が原子爆弾の放射線の影響によるものでないことが明らかである場合は健康管理手当は支給されません。
- 健康管理手当に係る障害は、通例、日常生活において何らかの支障を生ずる程度のものであり、対象疾病は、次に掲げるものです。
 - 造血機能障害を伴う疾病(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血がその主なものです。)
 - 肝臓機能障害を伴う疾病(肝硬変がその主なものです。)
 - 細胞増殖機能障害を伴う疾病(悪性新生物がその主なものです。)
 - 内分泌腺機能障害を伴う疾病(糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症がその主なものです。)
 - 脳血管障害を伴う疾病(くも膜下出血、脳出血、脳梗塞がその主なものです。)
 - 循環器機能障害を伴う疾病(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患がその主なものです。)
 - 腎臓機能障害を伴う疾病(ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎がその主なものです。)
 - 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病(白内障のことです。)
 - 呼吸器機能障害を伴う疾病(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症がその主なものです。)
 - 運動器機能障害を伴う疾病(変形性関節症、変形性脊椎症がその主なものです。)
 - 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病(胃潰瘍、十二指腸潰瘍がその主なものです。)

※3の欄には、※2の欄に記載した疾病の状態を最もよく表している検査結果を詳しく記入してください。

備考 健康管理手当の受給資格の認定申請を初めて行う場合に必ず使用すること。

健発0320第1号
平成26年3月20日

各都道府県知事・広島市長・長崎市長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

本日、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第19号）が公布され、平成26年4月1日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであり、貴職におかれては、内容を御了知の上、関係者に周知を図るとともに、その実施に遺憾なきを期されたい。

なお、この通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）を「法」と、改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生労働省令第33号）を「施行規則」と略称する。

記

1 改正の趣旨

今回の改正は、

- (1) 医療特別手当健康状況届の提出について、一般的な治療経過等に鑑み医学的な状況の確認が早期に必要であると考えられることから、法第11条第1項の認定に係る負傷又は疾病が放射線白内障又は疾病・障害認定審査会の意見に基づき放射線白内障と同様に医学的な状況の確認が特に必要であると認められたものである者については、申請から3年ごとの提出に加え、申請から1年後にも提出を求めることとする（施行規則第32条第2項関係）とともに、
- (2) 施行規則第29条第1項に規定する診断書の様式について、要医療性の範囲の明確化や要医療性の有無を客観的に確認するため、負傷又は疾病により現に医療を要する状況をより客観的に確認できるよう、現症及び検査所見に加え、認定疾病に対する治療状況等を記載する欄を加えることとするものである。（施行規則様式第10号関係）

2 具体的な取扱いについて

(1) 施行規則第32条第2項の適用について

- 法第11条第1項の認定に係る疾病が放射線白内障である場合には、各都道府県、広島市又は長崎市（以下「都道府県市」という。）においては、申請者に法第11条第1項の認定について通知し医療特別手当証書を交付す

る際に、施行規則第32条第2項の規定に基づく初回の医療特別手当健康状況届の提出時期について、個別に周知されたい。

- 法第11条第1項の認定に係る負傷又は疾病が、疾病・障害認定審査会の意見に基づき、施行規則第32条第2項第2号の負傷又は疾病に該当するものであるとされた場合には、国は、都道府県市に法第11条第1項の認定について通知する際に、同号に該当していることについて併せて通知することとしている。これを踏まえ、都道府県市においては、申請者に法第11条第1項の認定について通知し医療特別手当証書を交付する際に、施行規則第32条第2項の規定に基づく初回の医療特別手当健康状況届の提出時期について、個別に周知されたい。

(2) 施行規則第33条第2項の要件該当性の判断について

- 医療特別手当健康状況届については、「認定疾病の名称」に誤りがないことや、「認定疾病に係る受診状況」と「現在行っている治療の内容」の記載内容が整合していることなど、記載内容を確認した上で、疑義がある場合には必要に応じて確認を行うなど、正確な情報の取得に努められたい。
- 「認定疾病にかかる受診状況」が「ア. 定期的に受診し現在治療中」とされている者については、「現在行っている治療の内容」が認定疾病に対する治療として医学的に不適切なものでない限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない。
- 「認定疾病にかかる受診状況」が「イ. 定期的に受診し経過観察中」又は「ウ. 定期的な受診は行っていない」とされている者については、次のように取り扱うこととする。
 - ・ 悪性腫瘍、白血病については、再発したとの所見がない場合には、「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の記載等を確認したうえで、次のような場合に限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えないものであること。
 - 手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合。ただし、乳がん、腎盂がん、尿管がん、膀胱がん、前立腺がん、甲状腺がんその他再発の可能性が特に長期にわたる疾病（類似の病態であって病名の表記が異なる場合を含む。）については、概ね10年以内の場合。
 - ・ 放射線白内障については、「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の記載等を確認したうえで、手術後概ね半年以内の場合について、医療特別手当の支給を継続して差し支えないものであること。
 - ・ 末期の悪性腫瘍等の認定疾病の治療が困難な状況にあることが認められる場合については、医療特別手当の支給を継続して差し支えないものであること。
- 要件該当性に関する医学的な検討に当たっては、多年の経験を有する専門医師の意見を徴する等、適切な運用を行われたい。

3 適用関係について

本改正については、平成26年4月1日から施行されるものである。なお、施行規則第29条第1項に規定する診断書の様式（様式第十号）については施行日以後に提出するものから適用されるものであり、また、施行規則第32条第2項の規定については施行日以後に法第11条第1項に基づき認定された負傷又は疾病に適用されるものである。

事務連絡
平成26年3月31日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正
する省令の施行に係る疑義照会について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第19号）が平成26年3月20日に公布され、4月1日から施行されることですが、この施行に際して照会のあった内容について以下のとおり回答します。

なお、この事務連絡において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）を「法」と、改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）を「施行規則」と略称します。

記

（照会1）

医師の診断書の様式変更により、「認定疾病以外に係る特記事項」の欄が新たに設けられたが、この意味は何か。

（回答1）

原爆症認定（法第11条第1項の認定）の対象となる認定疾病に係る記載と、それ以外の記載を区別していただくために設けられたものである。

（照会2）

今回の改正により、放射線白内障については、原爆症認定申請をした日から起算して1年後に、医療特別手当健康状況届を提出することとなるが、初回以降の医療特別手当健康状況届の提出は、従前のとおり、原爆症認定申請をした日から起算して3年ごとに提出を行うのか。

（回答2）

貴見の通り。

（照会3）

放射線白内障と悪性腫瘍が同時に認められた場合、1年後の医療特別手当健康状況届は放射線白内障のみ提出すれば良いか。

（回答3）

貴見の通り。悪性腫瘍に係る医療特別手当健康状況届の提出については、申請後3年の時点で提出することとして差し支えない（申請後1年の時点では不

要。）。

（照会4）

同一人が、異なる時期に申請し、複数の原爆症認定を受けている場合、医療特別手当健康状況届の提出時期はどのように取り扱ったら良いか（おのおの別個に医療特別手当健康状況届の提出を求める必要があるか）。

（回答4）

認定された疾病について、それぞれ初回の医療特別手当健康状況届の提出については、それぞれの申請時期に合わせて実施されたい。各疾病に関する2回目以降の医療特別手当健康状況届については、他の疾病に関する医療特別手当健康状況届で、申請時期がより遅いものがある場合には、最も遅い時期のものに合わせてまとめた提出として差し支えない。

（照会5）

原爆症認定（法第11条第1項の認定）を受けた時点で、初回の医療特別手当健康状況届を提出する月となってしまった場合（例：平成25年5月30日に申請し、平成26年5月10日に放射線白内障で原爆症認定を受けた場合）、又は初回の医療特別手当健康状況届を提出する月を過ぎてしまった場合（例：平成25年5月30日に申請し、平成26年6月10日に放射線白内障で原爆症認定を受けた場合）、医療特別手当健康状況届の提出についてどのように対応したら良いか。

（回答5）

原爆症認定（法第11条第1項の認定）を受けた日が、本来初回の医療特別手当健康状況届を提出すべき月の1日以降となった場合には、法第11条第1項に係る認定証の発行された日の属する月の翌月1日から末日までの間に医療特別手当健康状況届を提出することで差し支えない。また、それに基づいて、引き続き、法第24条第1項に規定する要件を満たすかどうかを判断されたい。

（照会6）

照会5の場合において、医療特別手当はいつまで支給して良いか。

（回答6）

原爆症認定（法第11条第1項の認定）を受けた日の属する月の翌月（医療特別手当健康状況届の提出期限となる月）までは支給してよい。

（照会7）

疾病・障害認定審査会の意見に基づき、施行規則第32条第2項第2号に該当するとされた場合、国からその旨の通知されると理解して良いか。その際、医療特別手当健康状況届の提出期限は、放射線白内障と同様に1年後と理解して良いか。

（回答7）

いずれも貴見の通り。

（照会8）

通常の経過観察の期間を経過し、なお経過観察を要する場合はどのように判断するのか。

（回答8）

悪性腫瘍・白血病について、経過観察中で医療特別手当の支給継続を認める

期間については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」（平成26年3月20日健発0320第1号）に示した通りである。なお、悪性腫瘍が再発した場合など、治療を要する医学的事情が認められる場合においては、個別に医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

（照会9）

施行通知において、再発の可能性が特に長期にわたり概ね10年以内であれば医療特別手当の更新を認めて良いとされる疾病としては、例示されている以外に、どのようなものがあるか。

（回答9）

皮膚がんのうちメラノーマ（悪性黒色腫）が該当する。

（照会10）

行われている治療が必ずしも認定疾病そのものに対する治療ではない場合、医療特別手当の支給継続をどのように判断するのか。

（回答10）

医師の診断書は、原爆症認定を受けた疾病について、診断書記載時点における当該疾病の状態にあるか否かを判断するためのものである。したがって、個別の医学的判断となるが、認定疾病及びその治療によって生じたと認められる疾病に対する治療として医学的に妥当なものについては、医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

（照会11）

以下の状態については、末期の悪性腫瘍と同様に医療特別手当の支給を継続して差し支えないか。

- ①熱傷癒痕・拘縮といった疾病で認定を受けている者について、原爆症認定を受けた時と医学的状況に変化がない等、治療が困難な状況にある場合。
- ②本来治療が必要な状態であるが、全身状態が不良であるなどのやむを得ない理由により、本来行うべき治療を行うことができない場合。

（回答11）

貴見の通り。①②いずれも医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

（照会12）

医師の診断書の様式に、「定期的を受診し治療」「定期的を受診し経過観察」とあるが、「定期的」とはどのような場合を指すのか。

（回答12）

医師の指示に基づき、認定疾病（その治療によって生じた後遺症等を含む）のために、一定期間毎に受診が必要な場合（なお、人間ドック等の健康診断は含まない。）を指す。

（照会13）

白内障で6か月以上経過し、なお医療特別手当の支給を継続してよいと判断されるのは、どのような場合か。

（回答13）

例えば、手術に起因する後遺症（例：術後眼内炎）を発症し、その治療が継続している場合などが挙げられる。

（照会14）

「認定疾病に対する治療状況」で後遺症についての記載欄が設けられているが、後遺症の治療の評価は、認定疾病と同様に行ってよろしいか。

（回答14）

治療内容が医学的に妥当であれば、そのように判断して差し支えない。

（照会15）

原爆症認定（法第11条第1項の認定）に係る疾病名が「白内障」とされているものについては、今回の省令・施行通知における「放射線白内障」と読み替えて良いか。

（回答15）

読み替えることとして差し支えない。

（照会16）

改正後の診断書様式についても、指定医療機関医療担当規程第6条の診断書無償交付の対象となるのか。

（回答16）

貴見の通り。

3. 各種手当額の改定について

原爆諸手当一覧

令和7年度の医療特別手当等（葬祭料を除く。）の支給単価については、令和6年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が+2.7%（介護手当については、令和6年人事院勧告での月例給の改定が+2.76%）となったことにより、引き上げとなります。（令和7年4月から改定予定）

手当の種類	令和7年度支給単価 (予定)		支給要件	受給者数等 (令和6年3月末現在)
医療特別手当	月額	154,090 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	5,165人
特別手当	月額	56,900 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	2,533人
原子爆弾小頭症手当	月額	53,030 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	12人
健康管理手当	月額	37,900 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害（白内障）、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	86,921人
保健手当	月額	一般	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	2,173人
		増額		
介護手当	月額	重度	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、 中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)	11,971件
		中度		
家族介護手当	月額	24,190 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	9,529件
葬祭料		219,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	8,710件

(人数は令和6年3月末時点の受給者数、件数は令和6年3月末時点の支給延べ件数)

4. 被爆者健康手帳の審査について

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて

(令和4年3月18日健発0318第8号健康局長通知)

原告と同じような事情の者の取扱い

次の1及び2のいずれにも該当する者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条第3号に規定する「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」と認めることとする。

1. 黒い雨に遭った者

①黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること。

※申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱う。

②黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が「原告」と同じような事情にあったことが確認できること。

※「黒い雨」訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことの実事認定に用いられた資料や、「黒い雨」に遭った当時の居住地や通学先、勤務先の分かる書類等を基に、個々の事情を踏まえて確認する。

2. 疾病にかかっている者

次に掲げる11種類の障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっている者。

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ①造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など） | ②肝臓機能障害を伴う疾病（肝硬変など） |
| ③細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物など） | ④内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症など） |
| ⑤脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など） | ⑥循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など） |
| ⑦腎臓機能障害を伴う疾病（慢性腎炎、慢性腎不全など） | ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障） |
| ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など） | ⑩運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症など） |
| ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など） | |

※ 過去に白内障の手術を受けた者（眼内レンズ挿入者）は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなす。

※ 診断書は、健康管理手当用のものを流用する。

※ 健康管理手当の支給要件である障害を伴う疾病の有無の認定における確認方法に準じて確認する。

適用期日

令和4年4月1日から適用する（適用前になされた交付申請については、令和4年4月1日に申請があったものとみなす）

健総発 1011 第 2 号
令和 4 年 10 月 11 日

各都道府県・広島市・長崎市
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長
（公 印 省 略）

原子爆弾投下当時に広島市の「黒い雨」に遭った者の胎児であった者
からの被爆者健康手帳交付申請の取扱い等について

広島市の「黒い雨」に遭った者への被爆者健康手帳の交付については、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和4年3月18日付け健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）により対応いただいているところであるが、このうち原子爆弾投下当時に広島市の「黒い雨」に遭った者の胎児であった申請者（以下「胎児であった申請者」という。）からの被爆者健康手帳の交付申請に関する審査等について、下記のとおり補足するので、御了知の上、審査に遺漏なきようお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

記

第一 胎児であった申請者からの被爆者健康手帳交付申請の審査

胎児であった申請者からの被爆者健康手帳交付申請の審査については、以下のとおりとする。

1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号、以下「法」という。）第1条第4号に基づく被爆者健康手帳の交付

（1）胎児であった申請者は、その母が法第1条第3号に該当する場合には、同条の規定どおり、法第1条第4号に基づき、被爆者健康手帳を交付すること。

なお、同条の規定上、当該申請者が11種類の障害を伴う疾病に罹患していることは求められないこと。

（2）胎児であった申請者の被爆者健康手帳の交付申請時にその母が既に死亡している場合であっても、当該母が、「黒い雨」に遭ったことのほか、死亡時までに11種類の障害を伴う疾病に罹患していたことが認められる場合には、当該申請者の審査に必要な限度において当該母を法第1条第3号に該当するものとして取り扱うこと。

2 胎児であった申請者に係る死亡した母の11種類の障害を伴う疾病への罹患の確認方法

胎児であった申請者の母が既に死亡している場合には、当該母が審査時点において「現に11種類の障害を伴う疾病にかかっていること」の確認ができないため、当該母が法第1条第3号に該当するものとして取り扱うか否かの審査に当たっては、当該申請者の審査に必要な限度において、当該申請者からの申請書に次のいずれかの書類の添付を求めて確認を行うこと。

なお、当該母の死亡よりも前の時点での11種類の障害を伴う疾病の罹患を示す資料の提出があった場合にあつては、その後11種類の障害を伴う疾病が治癒していたと積極的に認められる事情がない場合には、当該母について罹患の状況が死亡時まで継続していたとみなし、法第1条第3号に該当するものとして取り扱うこと。

（1）公的な文書等による証明書類

胎児であった申請者の死亡した母が、死亡時までに罹患していた11種類の障害を伴う疾病の具体的な病名が記載されている公的な文書等の写し

（2）申請者本人以外の1人の者*（職務上、医療、介護等に関わった者）からの証言

胎児であった申請者の死亡した母が、死亡時までに11種類の障害を伴う疾病に罹患していたという、職務上、当該疾病の医療、介護等に関わった者からの具体的な病名を明記した証明書

※ 申請者本人以外の者から証言を得る際は、当該者と母との関係、当該者が母の罹患の状況を知り得た経緯などの確認により証言の信憑性を確かめること。

（3）その他（1）～（2）と同等の確認ができると行政庁が認めたもの

胎児であった申請者の死亡した母の個々の事情や、これまでの被爆者健康手帳の審査実務を踏まえて、（1）～（2）と同等の確認ができるものとして行政庁が認めたもの

第二 第一種健康診断特例区域に在った者の胎児であった者の取扱い

原子爆弾投下当時、第一種健康診断特例区域内に在った者の胎児であった者は、法附則第17条により、法第7条（健康診断）の適用については被爆者とみなすものとされ、健康診断の結果、11種類の障害を伴う疾病に罹患していると診断された場合には、法第1条第3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けることができるものとされている（昭和49年7月22日付け衛発第402号厚生省公衆衛生局長通達）。

第一種健康診断特例区域に在った者の胎児であった者についても、その母が上記通達の取扱いにより、法第1条第3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けることができた者であったことが確認された場合には、第一の1（1）の取扱いと同様に法第1条第4号に該当する者として、被爆者健康手帳を交付することが可能である。

令和4年10月11日付け健総発1011第1号
「被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合の取扱いについて」

健総発 1011 第 1 号
令和 4 年 10 月 11 日

各都道府県・広島市・長崎市
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長
（公 印 省 略）

被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合の取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）に規定する被爆者健康手帳の交付の申請に関する事務の取扱いについて、広島県の「黒い雨」に係る申請の大幅な増加に伴って、交付申請中に申請者が死亡する事例が複数発生した状況も踏まえ、今後、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、実施に遺漏なきようお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

記

- 1 法第 2 条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合は、その時点で法第 1 条各号のいずれかに該当するか否かを判断し、同条各号のいずれかに該当すると認定でき、被爆者健康手帳の交付が可能な場合はこれを交付し、その認定ができない場合は却下処分を行う。
- 2 この通知は、通知日から適用する。なお、1 の取扱いとすることに伴い、この通知以前に申請者が死亡した事案で、当該死亡により申請が終了したものと取り扱い、遺族に申請書を返還した場合であっても、今後、遺族から却下処分の求めがあった場合には、却下処分を行って差し支えない。

以上

令和4年10月11日付け事務連絡

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような事情にある方々に対する積極的な周知について」

事務連絡

令和4年10月11日

各都道府県・広島市・長崎市
被爆者健康手帳審査担当課 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような
事情にある方々に対する積極的な周知について

広島「黒い雨」に遭った者への被爆者健康手帳の交付については、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和4年3月18日付け健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）により、令和4年4月1日から被爆者健康手帳の交付を開始したところです。

また、あらかじめ被爆者健康手帳の申請等の検討を促すため、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」の改正に係る検討状況について」（令和4年2月21日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室 事務連絡）により、周知のためのリーフレットのひな形をお示しし、これを踏まえて各都道府県、広島市及び長崎市において対象者への周知に取り組んでいただいているところです。

運用開始後、約6か月が経過しましたが、更なる周知を図るため、特に各都道府県におかれましては、対象者が高齢者であるということを踏まえ、ホームページへの掲載以外にも、紙媒体による管内市区町村への情報提供や、各種ご案内の機会を活用したリーフレットの配付、広報紙への掲載等の方法により、一人でも多くの方々に伝わる方法をご検討いただき、改めて積極的な周知についてご協力をお願いいたします。

なお、リーフレットについては一部改定しましたので、別添をご活用ください。

令和5年12月26日付け事務連絡

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような事情にある方々に対する積極的な周知等について」

事務連絡
令和5年12月26日

各都道府県・広島市・長崎市
被爆者健康手帳審査担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
原子爆弾被爆者援護対策室

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような
事情にある方々に対する積極的な周知等について

平素より、原子爆弾被爆者の援護に関する事務にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、『「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて』（令和4年3月18日健発0318第8号）に基づき、令和4年4月から被爆者健康手帳の交付を行ってまいりましたが、更なる周知を図るため、特に各都道府県におかれましては、対象者が高齢者であるということを踏まえ、ホームページへの掲載以外にも、紙媒体による管内市区町村への情報提供や、各種ご案内の機会を活用したリーフレット（別添）の配付、広報紙への掲載等の方法により、一人でも多くの方々に伝わる方法をご検討いただき、改めて積極的な周知についてご協力をお願いいたします。

また、申請者が11類型の障害を伴う疾病に罹患しているか否かについて、申請者から、申請に必要な疾病要件の確認に要する書類（診断書等）が提出されないために、被爆者健康手帳の交付が遅れたり、申請が却下されたりするなどの事例が散見されま

す。
原爆被爆者援護行政全般に言えることですが、被爆者の平均年齢は85歳を超え、高齢化が進む申請者の負担等を少しでも軽減するための丁寧な対応が求められますので、被爆者健康手帳の交付申請受理・認定に当たり、下記のとおり対応するようお願いいたします。

なお、これまでに同様の事例がある場合も遡って対応するようお願いいたします。

記

- ・ 申請時に必要書類（医師の診断書等）が不足する場合には、その取得方法等を丁寧に助言すること。
- ・ 11類型の障害を伴う疾病に罹患しているか否かを判断するために必要な書類（医師の診断書等）が提出されず却下処分を行った場合であっても、その後、再申請時において、11類型の障害を伴う疾病に罹患していることが確認できる書類が提出された場合には、当初の却下処分を取り消し、被爆者健康手帳を交付すること。

事務連絡

令和6年12月10日

各都道府県・広島市・長崎市
被爆者健康手帳審査担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
原子爆弾被爆者援護対策室

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような
事情にある方々の要件確認について

平素より、原子爆弾被爆者の援護に関する事務にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、『「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて』（令和4年3月18日健発0318第8号）に基づき、令和4年4月から被爆者健康手帳の交付を行ってまいりましたが、必要な情報が十分に考慮されないまま、申請が却下されていると考えられる事例が見られます。

原爆被爆者援護行政全般に言えることですが、被爆者の平均年齢は85歳を超え、高齢化が進む申請者の負担等を少しでも軽減するための丁寧な対応が求められますので、被爆者健康手帳の交付申請受理・認定に当たり、下記のとおり対応するようお願いいたします。

記

- ・ 申請時に必要書類(医師の診断書等)が不足する場合や、確認・審査の過程で追加資料が必要となる場合には、その取得方法を丁寧に助言すること。
- ・ 『「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて』（令和4年3月18日健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）に係る補足説明に基づき、各要件についてそれぞれ丁寧に審査を行うこと。特に、11種類の障害を伴う疾病要件の確認に当たっては、必要に応じて、追加資料を取り寄せるなど、十分な確認・審査を行うこと。
- ・ 11種類の障害を伴う疾病要件については、現に罹患していることが求められるが、個々の事例に応じて、例えば再発の可能性が長期にわたると認められる疾病と考えられる場合や症状が固定化している疾病と考えられる場合には、治療終了から相当期間経過したものであっても、過去に認定されている事例があるため、各都道府県等における処分事例との整合を図る観点から、審査の結果、11種類の障害を伴う疾病要件を却下しようとするときは、当分の間、厚生労働省に照会すること。厚生労働省からは、他の都道府県の事例を踏まえ、その取扱いを示すこととする。11種類の障害を伴う疾病要件を却下した過去の処分についても、同様に厚生労働省に照会し、厚生労働省から示す回答により、申請者に被爆者健康手帳が交付されることとなると判断される場合には、当初の却下処分を取り消し、被爆者健康手帳を交付すること。

1945年8月6日に降った 広島「黒い雨」に遭われた方へ 2022年4月1日から運用を開始しました。

一定の要件を満たすと認められる方は、被爆者健康手帳を受け取ることができます。



「黒い雨」に遭ったと思われる方は、被爆者健康手帳の交付申請をしてください。
申請書・診断書の様式は、裏面の申請先・問い合わせ先でお渡します。

新たに被爆者健康手帳を受け取るための要件は次の2つです。

要件① 広島「黒い雨」に遭ったこと

- 「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが2021年7月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること。
- ※ 要件に該当するかどうかは、必要に応じて広島「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）を求め、個別に審査します。
- ※ ご家族から「黒い雨」に遭ったと言われた記憶があるが、ご自身が「黒い雨」に遭ったかどうかは分からない場合など、手帳交付の対象になるか不明なときは、ご相談ください。

～広島「黒い雨」～

広島に投下された原子爆弾による「黒い雨」については、広島原爆戦災誌に、次のように記録されています。

驟雨(黒い雨)

被爆当日は、終日、巨大な塔状の積乱雲が発達した。その黒雲は、爆発後二〇分ないし三〇分から、つぎつぎと北北西方へ移動していき、午前九時から午後四時ごろの間にわたって「驟雨現象」を起した。

驟雨(にわか雨)は、市中心部では軽く、西部(己斐・高須方面)と北部(可部方面)では土砂降りの豪雨となった。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれにかかっていることが確認できること。
- ※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

◇ 11種類の障害を伴う一定の疾病

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など | ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病
白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病
肺炎腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑫ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |

(表面)



(令和4年10月11日改訂)

手続きの流れ

申請

お住まいの都道府県（広島市・長崎市は市）に、被爆者健康手帳の交付申請を行います。

- ・申請様式は、お住まいの自治体のもを使用してください。
- ・申請には、次の関係書類の添付が必要となります。

- ・「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）
- ・障害を伴う一定の疾病にかかっていることを確認できる診断書（必須）
- ・必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

審査

申請先の自治体が、申請内容について要件に該当するかどうか審査します。

- ・申請内容確認の為、審査には一定の時間を要します。

結果

申請先の自治体が、申請者に審査結果を通知し、要件に該当する方に被爆者健康手帳を交付します。

■ 健康管理手当の申請を同時に行うことが可能です。

- ・支給対象は、現在、障害を伴う一定の疾病（白内障の手術歴（眼内レンズ挿入者）のみ場合は除きます）にかかっている方です。
- ・申請内容について、都道府県（広島市・長崎市は市）において、認定審査が行われます。（審査には一定の時間を要します。）
- ・健康管理手当の申請が認められた場合、申請日の翌月分から手当支給開始になります。（2022年度の手当額は34,900円/月です。）
- ・同時申請を行い、健康管理手当の申請書に診断書を添付した場合、被爆者健康手帳の交付申請書への診断書の添付は不要です。

申請先・問い合わせ先

お住まいの都道府県（広島市・長崎市は市）の被爆者援護担当部署にお問い合わせください。

(都道府県市連絡先)



都道府県市
ロゴマーク

(裏面) ※裏面の記載内容については適宜修正してください。

5. 医療DXについて

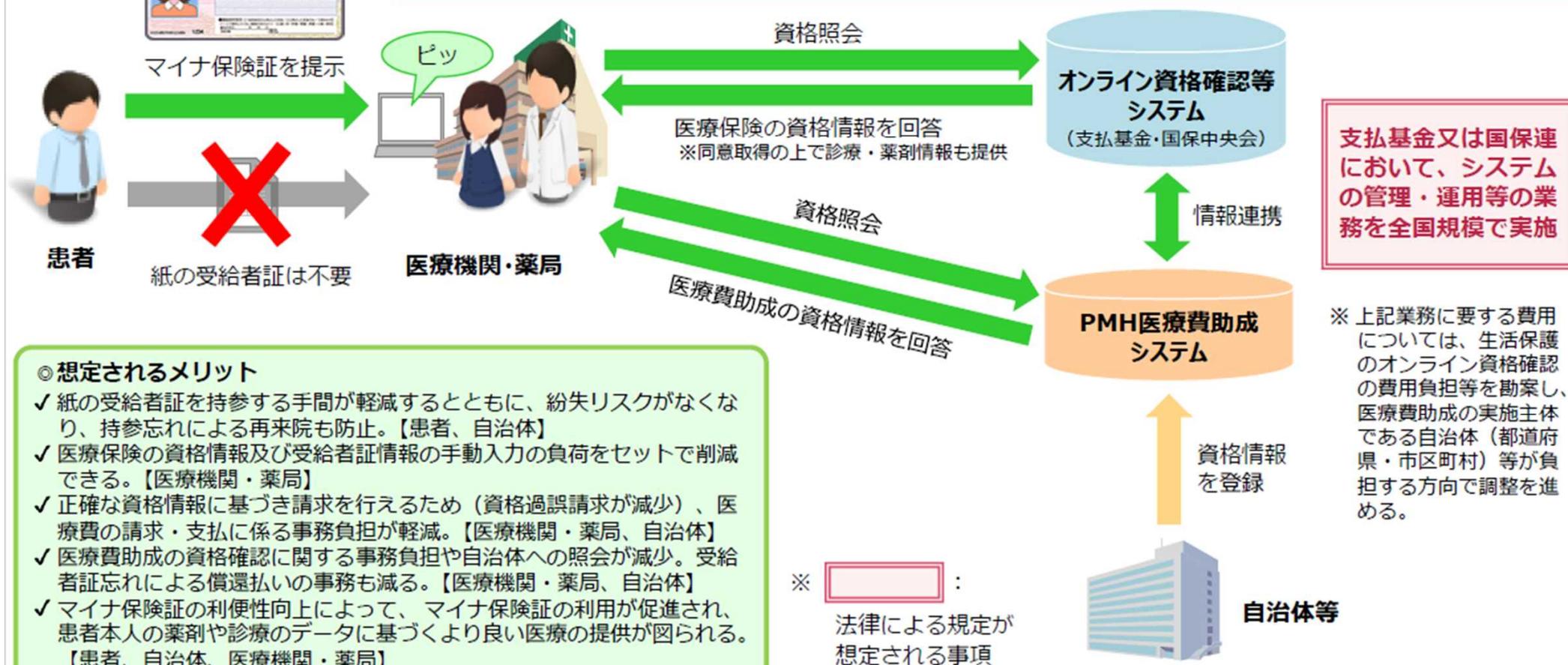
マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化の推進

第6回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム（令和7年1月22日）資料1

- ✓ マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療・地方単独医療費助成）の効率化については、デジタル庁においてオンライン資格確認に必要なシステムが設計・開発・運用されるとともに、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業に参加。**
- ✓ メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」に基づき、**順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指す。**
- ✓ その上で、安定的な実施体制の整備のため、**支払基金又は国保連において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備する（令和9年度より）**

公費負担医療※のオンライン資格確認に係る業務を自治体等から支払基金又は国保連に委託

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費など



◎ 想定されるメリット

- ✓ 紙の受給者証を持参する手間が軽減するとともに、紛失リスクがなくなり、持参忘れによる再来院も防止。【患者、自治体】
- ✓ 医療保険の資格情報及び受給者証情報の手動入力の手間をセットで削減できる。【医療機関・薬局】
- ✓ 正確な資格情報に基づき請求を行えるため（資格過誤請求が減少）、医療費の請求・支払に係る事務負担が軽減。【医療機関・薬局、自治体】
- ✓ 医療費助成の資格確認に関する事務負担や自治体への照会が減少。受給者証忘れによる償還払いの事務も減る。【医療機関・薬局、自治体】
- ✓ マイナ保険証の利便性向上によって、マイナ保険証の利用が促進され、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。【患者、自治体、医療機関・薬局】

支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施

※ 上記業務に要する費用については、生活保護のオンライン資格確認の費用負担等を勘案し、医療費助成の実施主体である自治体（都道府県・市区町村）等が負担する方向で調整を進める。

オンライン資格確認を制度化する公費負担医療（案）

第189回社会保障審議会医療保険部会
(令和6年12月12日) 資料3

法律名	給付名	実施主体
障害者総合支援法	精神通院医療	都道府県、指定都市
	更生医療	市区町村
	育成医療	市区町村
	療養介護医療	市区町村
難病法	特定医療費	都道府県、指定都市
児童福祉法 (障害児入所医療、肢体不自由児通 所医療はこども家庭庁所管)	小児慢性特定疾病医療費	都道府県、指定都市、中核市、児相設置市
	障害児入所医療	都道府県、指定都市、児相設置市
	肢体不自由児通所医療	市区町村
母子保健法（こども家庭庁所管）	養育医療	市区町村
感染症法	結核患者の医療	都道府県、保健所設置市、特別区
	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療	都道府県、保健所設置市、特別区
	新感染症外出自粛対象者の医療	都道府県、保健所設置市、特別区
被爆者援護法	認定疾病医療	国
	一般疾病医療費	国
特定B型肝炎感染者特別措置法	定期検査費	支払基金
	特定無症候性持続感染者に対する母子感染防止医療費	支払基金
石綿健康被害救済法（環境省所管）	医療費	(独)環境再生保全機構
水俣病特措法（環境省所管）	療養費	熊本県、鹿児島県、新潟県

※ 上記のほか、以下の予算事業に基づく公費負担医療においても、オンライン資格確認を制度化。

- ・ 肝炎治療特別促進事業
- ・ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
- ・ 特定疾患治療研究事業
- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- ・ 第二種健康診断特例区域治療支援事業
- ・ 水俣病総合対策医療事業（環境省所管）

※ 地方単独医療費助成については、自治体の判断に基づき、オンライン資格確認を導入するかどうかを決定。地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認の導入によって、事務手続き・負担の効率化など、患者（住民）、自治体及び医療機関・薬局にメリットが発生することが想定されるため、各自治体においては、地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認の導入をご検討いただきたい。

6. 公衆衛生関係行政事務指導監査 について

公衆衛生関係行政事務指導監査について

令和7年度における、各制度ごとの主な重点事項は次のとおり。

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係
 - ・ 被爆者健康手帳の審査・交付状況
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 原爆症認定申請の事務処理状況
 - ・ 各種手当の認定、支給事務処理状況

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係（結核に関する事務に限る。）
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 医師及び病院管理者が行う届出状況
 - ・ 家庭訪問等指導の実施状況
 - ・ 就業制限の実施状況
 - ・ 入院勧告の実施状況
 - ・ 結核医療費の公費負担事務処理状況

- 難病の患者に対する医療等に関する法律関係
 - ・ 支給認定等の状況
 - ・ 特定医療受給者証交付状況
 - ・ 指定医療機関及び指定医の指定状況
 - ・ 指定難病審査会の設置・運営状況

- 児童福祉法(小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。)関係
 - ・ 支給認定等の状況
 - ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況
 - ・ 指定医療機関及び指定医の指定状況
 - ・ 小児慢性特定疾病審査会の設置・運営状況

また、令和6年度の指導監査においても、是正改善を図る必要があると見受けられる事項が散見されるので、改めて制度について理解の上、適切に対処されるようお願いする。

※ 都道府県及び指定都市に対しては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に係る事務指導監査についても、本指導監査と併せて実施する予定。

令和7年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体(案)

【指導監査対象自治体〔64〕】

都道府県〔24〕

北海道、青森県、岩手県、茨城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

指定都市〔10〕

仙台市、さいたま市、横浜市、新潟市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市

中核市〔20〕

八戸市、秋田市、郡山市、水戸市、宇都宮市、高崎市、川口市、八王子市、豊橋市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、明石市、松江市、倉敷市、福山市、下関市、高知市

保健所設置市、特別区〔10〕

藤沢市、茅ヶ崎市、千代田区、中央区、渋谷区、中野区、北区、板橋区、足立区、江戸川区

※ 児童相談所設置に伴い、小児慢性特定疾病医療費支給認定事務を実施している市(区):
中野区、板橋区及び江戸川区

7. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金 について

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金

令和7年度予算案、()内は令和6年度予算額

目的： 地域住民の健康増進や疾病の予防、治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与するため、都道府県等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院や精神科病院等の整備促進を図る。

【一般会計】

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金 3,969百万円 (3,869百万円)

- | | | | |
|--|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・小児がん拠点病院 ・感染症指定医療機関 ・多剤耐性結核専門医療機関 ・精神保健福祉センター | <ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者保健福祉施設 ・エイズ治療拠点病院 ・感染症外来協力医療機関* ・医薬分業推進支援センター ・精神科デイ・ケア施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射線影響研究所施設 ・HIV検査・相談室 ・結核患者収容モデル病室 ・食肉衛生検査所 ・精神科救急医療センター | <ul style="list-style-type: none"> ・農村検診センター ・難病相談支援センター ・結核研究所 ・精神科病院 ・地方衛生研究所等 |
|--|---|---|---|
- ※R6以前からの継続事業に限る。

(2) 保健衛生施設等設備備費補助金 2,541百万円 (2,541百万円)

- | | | | |
|---|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・マンモグラフィ検診機関 ・眼球あっせん機関 ・感染症指定医療機関 ・と畜場 ・精神科デイ・ケア施設 ・喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者保健福祉施設 ・エイズ治療拠点病院 ・さい帯血バンク ・結核研究所 ・市場衛生検査所 ・精神科救急車 | <ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者健康管理施設 ・HIV検査・相談室 ・組織バンク ・医薬分業推進支援センター ・精神科病院 ・精神科救急情報センター | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県がん診療連携拠点病院等 ・難病医療拠点・協力病院 ・末梢血幹細胞採取施設 ・食肉衛生検査所 ・精神保健福祉センター ・地方衛生研究所等 |
|---|---|---|---|

※ 令和6年度整備計画についても、内示後に事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

【東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)】

(1) 保健衛生施設等災害復旧費補助金 815百万円 (679百万円)

(2) 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金 0百万円 (0百万円)

地方衛生研究所等の機能・体制強化

1 事業の目的

- 地方衛生研究所については、令和4年12月に成立した地域保健法の改正により、保健所設置自治体に対し、地方衛生研究所等の有する機能（地域保健法に規定する地域における専門的な調査研究・試験検査等）を確保するために必要な措置（整備や連携等）を講ずる責務が定められ、令和5年5月に成立した改正地域保健法において、地域保健法に規定する地域における専門的な調査研究・試験検査等を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義付けられ、その位置づけが明確化された。
- 令和6年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画においても、地方衛生研究所等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在であることが明記されており、次の感染症危機に備えた検査・サーベイランス体制を構築するため、保健所設置自治体等が地方衛生研究所等の体制整備を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム等

- 地方衛生研究所等が、今後の新興・再興感染症発生時、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、地域の変異株の状況の分析等のサーベイランス機能を発揮することができるよう体制整備を促進する。

<対象>

地域保健法第26条に基づく調査・研究、試験・検査を行うために必要な地方衛生研究所等の改修等のために必要な工事費または工事請負費及び工事事務費



3 実施主体等

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区、地方独立行政法人 補助率：1/2

8. 毒ガス障害者対策の概要について

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断や相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

- (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省
→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29)及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45)により国家公務員共済組合連合会が実施
- (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省
→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49)により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患(慢性鼻咽喉頭炎、慢性気管支炎等)
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

<対象者数>

財務省:	126人
厚生労働省:	534人
忠海:	505人
曾根:	27人
相模:	2人
(令和6年3月末現在)	

<予算額>

毒ガス障害者対策費 令和7年度予算(案)	388,333千円
うち 健康診断費	8,218千円
うち 医療費	6,453千円
うち 各種手当	357,130千円
うち 相談事業等	16,532千円

4. 対策の概要<厚生労働省>

- ① 健康管理手帳 動員学徒等として従事していた者に交付
- ② 健康診断 年1回(一般検査、精密検査)
- ③ 医療手帳 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付
- ④ 医療費 医療保険の自己負担分を支給
- ⑤ 特別手当 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給
- ⑥ 医療手当 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給
- ⑦ 健康管理手当 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給
- ⑧ 保健手当 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給
- ⑨ 介護手当 費用を支出して介護を受けている者に支給
- ⑩ 家族介護手当 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給

支給予定額 (令和7年度)		受給者 R6.3月末現在
①	—	534人
③	—	493人
⑤	113,650円	15人
⑥入8以	40,560円	
入8未	37,900円	
⑦	37,900円	436人
⑧	19,000円	2人
⑨重度	109,770円	0人
中度	73,170円	0人
⑩	24,190円	0人

5. 令和7年度予算(案)

388,333千円(うち委託額387,106千円)

6. 創設年度

昭和49年度

9. カネミ油症に関する施策の総合的な推進 について

カネミ油症に関する施策の総合的な推進について

1. 概要

昭和43年10月、西日本を中心に広域にわたって、ライスオイル（米ぬか油）による食中毒が発生。

<令和6年12月末現在までの累計認定患者数>

2,380人（うち同居家族認定350人、うち生存患者数約1,400人）

※ 事件発生直後、厚生省は九州大学を中心とした油症研究班に診断基準の策定を依頼（これを参考に各自治体が患者を認定）。

事件の原因

・ カネミ倉庫社製ライスオイル（米ぬか油）中に、脱臭工程の熱媒体として用いられた鐘淵化学工業（現カネカ）社製カネクロール（PCB、PCDF等）が混入したこと。

患者の症状

・ 吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状
・ 全身倦怠感、しびれ感、食欲不振等の症状等

2. 三者協議

平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づく基本指針（告示）に基づき、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者協議を定期的に行い、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

3. 施策の総合的な推進

国及び関係地方公共団体は「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症患者に関する施策を策定し、実施している。

都道府県等へのお願い

○健康実態調査の実施

- ・認定患者に対する調査票の送付や要介護者等への記入の介助
- ・健康調査支援金の迅速な支払い（遅くとも9月末まで）
- ・油症相談支援員の設置の積極的な活用

○受療券利用可能医療機関の拡大

- ・患者からの要望がある医療機関に対して、市町村、地域の関係団体（県医師会等）と連携の上、協力要請

○カネミ油症検診の実施

- ・油症治療研究班と連携して、必要な検診体制の整備、検診日や場所など、日程面、交通面等の利便性を高めるように工夫

○認定について

- ・広報誌やホームページを活用した周知
- ・油症治療研究班による油症患者診定委員会との連携を図り、計画的な認定の実施

○カネミ油症に関する情報提供及び相談支援の推進

- ・患者からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談対応
- ・広報誌やホームページ等を通じたカネミ油症に関する正しい知識の普及

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（概要） H24.9.5施行

カネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、
①**基本理念**を定め、②**国等の責務**を明らかにし、③**基本指針**の策定について定めるとともに、
④**施策の基本となる事項**を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

基本理念

*カネミ油症患者の適切な医療の確保。生活の質の維持向上。

*カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究の推進による診断、治療等の技術の向上。その成果の普及・活用・発展。

*カネミ油症患者等の人権が尊重され、差別されないように配慮。

*原因事業者に対する国の支援は、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを旨として行われるものとする。

国等の責務

国
基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・実施

関係地方公共団体
基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定・実施

原因事業者
医療費の支払その他被害の回復の誠実な実施等

国民
正しい知識を持ち、カネミ油症患者等が差別されないように配慮

基本指針

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な指針を策定

基本的施策

原因事業者による医療費の支払その他被害の回復の支援

カネミ油症患者の健康状態の把握

診断基準の見直し及び調査・研究の促進等

カネミ油症患者に対する医療提供体制の確保

症状・治療等に関する情報の収集・提供、相談支援の推進

<附則>

- ・政府は、法律の施行後三年を目途として、施行状況を勘案し、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・経済的社会的環境の変化等により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（概要）

H24.11.30施行
H28.4.1一部改正
※下線部分追記

○原因事業者による医療費の支払等の被害の回復の支援

＜医療費の支払の支援＞

今後とも、最大限、カネミ倉庫株式会社が保有する倉庫の有効かつ安定的な活用を図り、将来にわたって医療費がカネミ倉庫株式会社から確実に支払われるようにする。

＜一時金の残余等の支払の支援＞

カネミ倉庫株式会社による新たな倉庫の活用のための取組を支援するとともに、政府所有米穀の保管の委託数量の拡大等による収入の増加を図り、その利益について一時金の残余等の支払に適切に充てられるようにする。

＜上記施策の実施の確保＞

カネミ油症患者に対し医療費や一時金の残余等が確実に支払われるよう、その状況について把握するとともに、必要に応じてカネミ倉庫株式会社に対する指導を行う。

○カネミ油症患者の健康状態の把握

油症の特殊性を踏まえ、油症の調査・研究を更に推進するため、油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」を支給する。当面、毎年度実施する。

○カネミ油症の診断基準の見直し、調査、研究

事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、油症治療研究班に対して、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう要請する。

また、今後とも油症治療研究班への助成を行い、カネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図る。

○カネミ油症に係る医療提供体制の確保

厚生労働省や関係都府県等が医療機関等と調整し、油症患者受療券が利用可能な医療機関の拡大を図るとともに、受療券が利用可能な医療機関の一覧を作成し、周知を図る。

○カネミ油症の症状、治療等の情報の収集・提供及び相談支援

油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供する等の取組を図る。

また、厚生労働省や関係都道府県は、カネミ倉庫株式会社による医療費の支払等に関するカネミ油症患者からの相談に対応する。

○カネミ油症患者に関する施策に関するその他の重要事項

＜カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発＞

カネミ油症患者等が不当に差別されることのないよう、国及び関係地方公共団体は、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める。

＜関係団体等による定期的な協議等＞

国、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者の三者から構成される定期的な協議の場を設けるとともに、関係省庁から構成される連絡会議の開催を通じ、情報の共有及び施策の連携を図る。

＜新たな支援措置の実施＞

国は、カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること及び健康実態調査や検診の後に、希望するカネミ油症患者が健康相談をすることができる体制の充実を図る。

また、漢方薬を用いた臨床研究を含めた更なる調査及び研究の推進や、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る。

さらに、現在油症治療研究班が設けている相談員制度に加え、新たに相談支援員の設置を進めるとともに、相談員制度における相談員と相談支援員との相互の連携及び相談支援員に対する研修等の実施を通じて、相談に関するネットワークを構築し、カネミ油症患者等に対する相談体制の充実を図る。

カネミ油症患者に対する総合的な支援策の体系

カネミ油症患者に対する施策については、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、総合的な支援措置を実施している。同法附則の検討規定を踏まえ、平成28年4月に実施した基本指針の改正により、現在以下のとおりの支援措置を実施している。

従来の施策

<生活面での支援>

政府米の保管委託事業を実施し、カネミ倉庫の一時金(5万円)支払を確保

健康実態調査を実施し、毎年、健康調査支援金(19万円)を支給

※ 一時金と健康調査支援金により、年24万円を支給

<医療面での支援>

政府米の保管委託を実施し、カネミ倉庫の医療費の支払を支援

油症治療研究
油症検診

※カネミ油症相談窓口
(47都道府県)

認定患者

※平成24年12月に油症診断基準を見直し、同居家族認定を実施

平成28年度指針改正による新たな支援措置

○検診の充実

患者が、油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談を実施できる体制を充実

○治療研究の推進

効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬を用いた臨床研究を推進

○医療提供体制の確保

油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる拡大

○相談体制の充実

都道府県に油症相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築

カネミ油症患者の 同居家族の 認定申請のご案内

平成24年12月から、油症診断基準が改定され、カネミ油症認定患者の油症発生当時の同居家族の方が、新たに認定の対象となりました。

新たに認定の対象となる方

- 1) から3) をすべて満たす方が対象となります
- 1) 油症発生当時、油症患者（認定患者※）と同居していた
※同居家族認定患者は除く。
- 2) 油症発生当時、カネミ倉庫社製の米ぬか油を摂取した
- 3) 現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要

※申請の受付はお住まいの都道府県等で行います。
まずは、最終ページにあります相談窓口一覧からお住まいの都道府県にご相談ください。

厚生労働省

申請手続きの流れ

1 申請書類の準備

(1) お住まいの都道府県等のホームページからダウンロードもしくは窓口で直接又は郵送で書類を入手いただけます。

①認定申請書

→今回、認定申請される方ご自身で記入して下さい。

②医師の意見書

→現在の心身の症状について、申請される方ご自身で記入するとともに、かかりつけのお医者さんに記入してもらって下さい。

(2) お住まいの市区町村等で、同居を確認する書類を入手いただけます。

③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類 [詳細](#)

2 申請書類の提出

申請書類を都道府県等に提出して下さい。

① 認定申請書 ②医師の意見書

③ 昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

※郵送でも受け付けます。 **(FAXでは受理できません)**

申請された都道府県等が結果を通知します。

★ 油症患者として認定されると、次のような支援が受けられます。

- 国の健康実態調査に協力した場合に、年19万円の「健康調査支援金」
- カネミ倉庫株式会社から、
 - ・油症と関連する医療費の自己負担分
 - ・年5万円程度の給付金

昭和43年の事件当時、認定患者と同居 していたことが確認できる書類

以下の書類で同居を確認します。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

昭和43年の事件当時、申請者と認定患者が以下のいずれかに該当する場合は、
家族関係を確認する書類

- ①夫婦関係
- ②親子関係で、子は高校3年相当以下の未婚
- ③兄弟姉妹で、皆高校3年相当以下の未婚

<家族関係を示す書類>

戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本
【市区町村で入手して下さい】

※兄弟姉妹が現在結婚している場合は、結婚前のもの（親の戸籍謄本など）が必要です。また認定患者が既に死亡されている場合は、死亡時の住所地の市区町村に申請が必要です。

上記以外の場合は、家族関係と同居を確認する書類

次の1, 2の両方が必要です。

<1. 家族関係を示す書類>

戸籍謄本、除籍謄本又は、改製原戸籍謄本
【市区町村で入手して下さい】

※申請者と認定患者が同一の戸籍にない場合は、親族関係を確認するため、複数の方が必要な場合があります。

<2. 同居していたことを示す書類（①か②のいずれか）>

① 事件当時の住所がわかる書類。

※事件当時の住所が記載された「戸籍の附票の写し」、事件以前から現在まで現住所に住んでいる場合「住民票の写し」など

② ①がない場合、A～Cの全て

- A 申請者と認定患者の戸籍の附票の廃棄済証明書
【市区町村で入手して下さい】
- B 当時の生活地域がわかる資料等（卒業証書、在職証明書等）

※Bがない場合は、Cを「三親等以内の親族以外の第三者2名による陳述書」とすることも可能。

C 当時同居していた状況がわかる申請者ご本人以外の2名による陳述書

カネミ油症に関する都道府県相談窓口

令和6年4月現在

北海道	011-204-5261	保健福祉部健康安全局食品衛生課
青森県	017-734-9214	健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ
岩手県	019-629-5323	環境生活部県民くらしの安全課
宮城県	022-211-2644	環境生活部食と暮らしの安全推進課
秋田県	018-860-1593	生活環境部生活衛生課
山形県	023-630-2621	防災くらし安心部食品安全衛生課
福島県	024-521-7245	保健福祉部食品生活衛生課
茨城県	029-301-3424	保健医療部生活衛生課食の安全対策室
栃木県	028-623-3109	保健福祉部医薬・生活衛生課食品安全推進班
群馬県	027-226-2443	健康福祉部食品・生活衛生課
埼玉県	048-830-3608	保健医療部食品安全課
千葉県	043-223-2626	健康福祉部衛生指導課
東京都	03-5320-4405	保健医療局健康安全部食品監視課
神奈川県	045-210-4940	健康医療局生活衛生部生活衛生課
新潟県	025-280-5205	福祉保健部生活衛生課
富山県	076-444-3230	厚生部生活衛生課
石川県	076-225-1443	健康福祉部薬事衛生課
福井県	0776-20-0354	健康福祉部医薬食品・衛生課
山梨県	055-223-1476	福祉保健部衛生業務課
長野県	026-235-7155	健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
岐阜県	058-272-8280	健康福祉部生活衛生課
静岡県	054-221-2538	健康福祉部衛生課
愛知県	052-954-6297	保健医療局生活衛生部生活衛生課
三重県	059-224-2343	医療保健部食品安全課
滋賀県	077-528-3643	健康医療福祉部生活衛生課食の安全推進室
京都府	075-414-4759	文化生活部生活衛生課
大阪府	06-6944-6705	健康医療部生活衛生室食の安全推進課
兵庫県	078-341-7711	保健医療部生活衛生課
奈良県	0742-27-8681	福祉医療部医療政策局業務・衛生課
和歌山県	073-441-2624	環境生活部県民局食品・生活衛生課
鳥取県	0857-26-7211	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
島根県	0852-22-6487	健康福祉部薬事衛生課
岡山県	086-226-7338	保健医療部生活衛生課食の安全推進班
広島県	082-513-3106	健康福祉局食品生活衛生課【相談支援員設置】
山口県	083-933-2974	環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班
徳島県	088-621-2229	危機管理部安全衛生課
香川県	087-832-3180	健康福祉部生活衛生課
愛媛県	089-912-2395	保健福祉部健康衛生局業務衛生課
高知県	088-823-9678	健康政策部健康対策課【相談支援員設置】
福岡県	092-643-3280	保健医療介護部生活衛生課【相談支援員設置】
佐賀県	0952-25-7077	健康福祉部生活衛生課
長崎県	095-895-2362	県民生活環境部生活衛生課食品乳肉衛生班【相談支援員設置】
熊本県	096-333-2247	健康福祉部健康危機管理課
大分県	097-506-3056	生活環境部食品・生活衛生課
宮崎県	0985-26-7076	福祉保健部衛生管理課
鹿児島県	099-286-2786	くらし保健福祉部生活衛生課
沖縄県	098-866-2055	保健医療介護部業務生活衛生課

※【相談支援員設置】と記載のある都道府県については、地域にお住まいの方向けに相談支援員を設置しています。

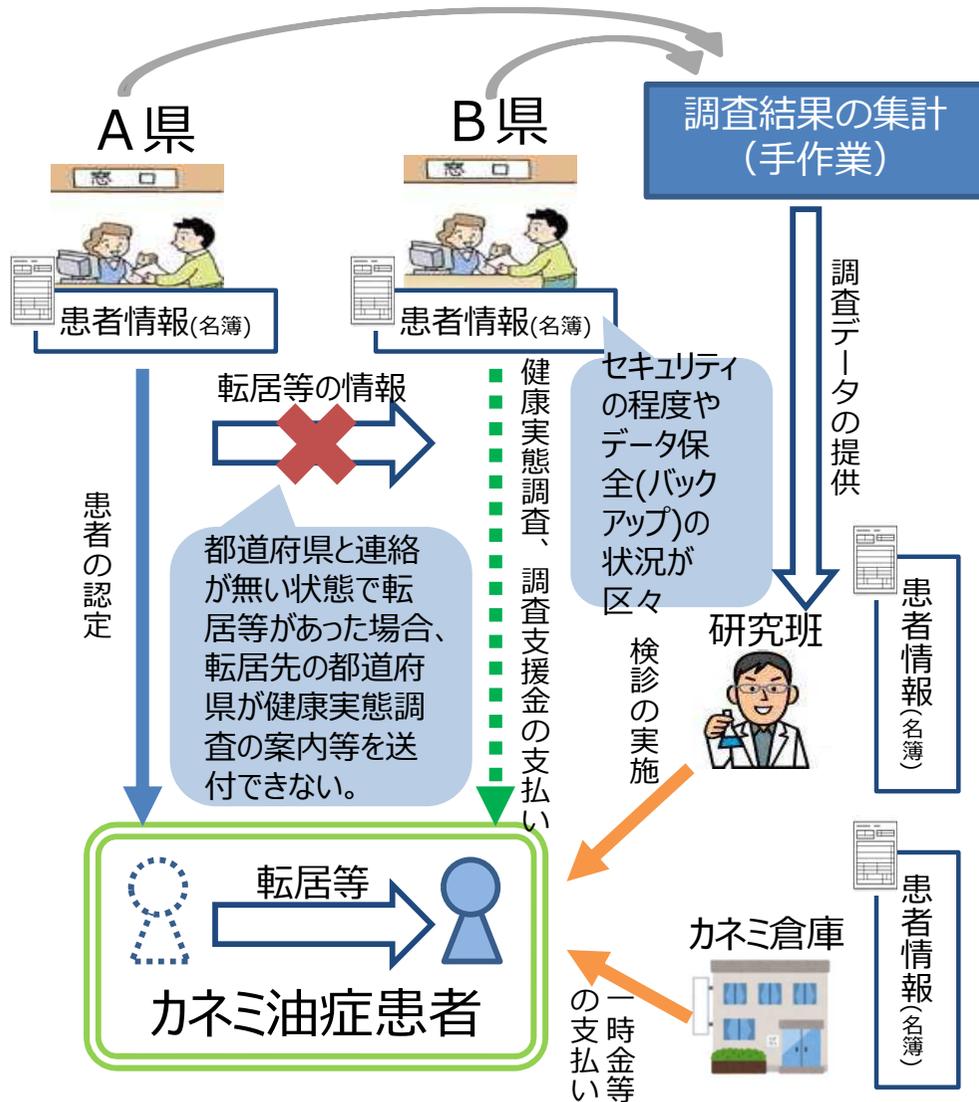
ご相談を希望される方は、上記の相談窓口にお問い合わせ下さい。

※一部都道府県では、市で認定等を行っているところもありますが、まずは上記都道府県までお問い合わせください。

油症患者健康実態調査対象者等の情報連携について

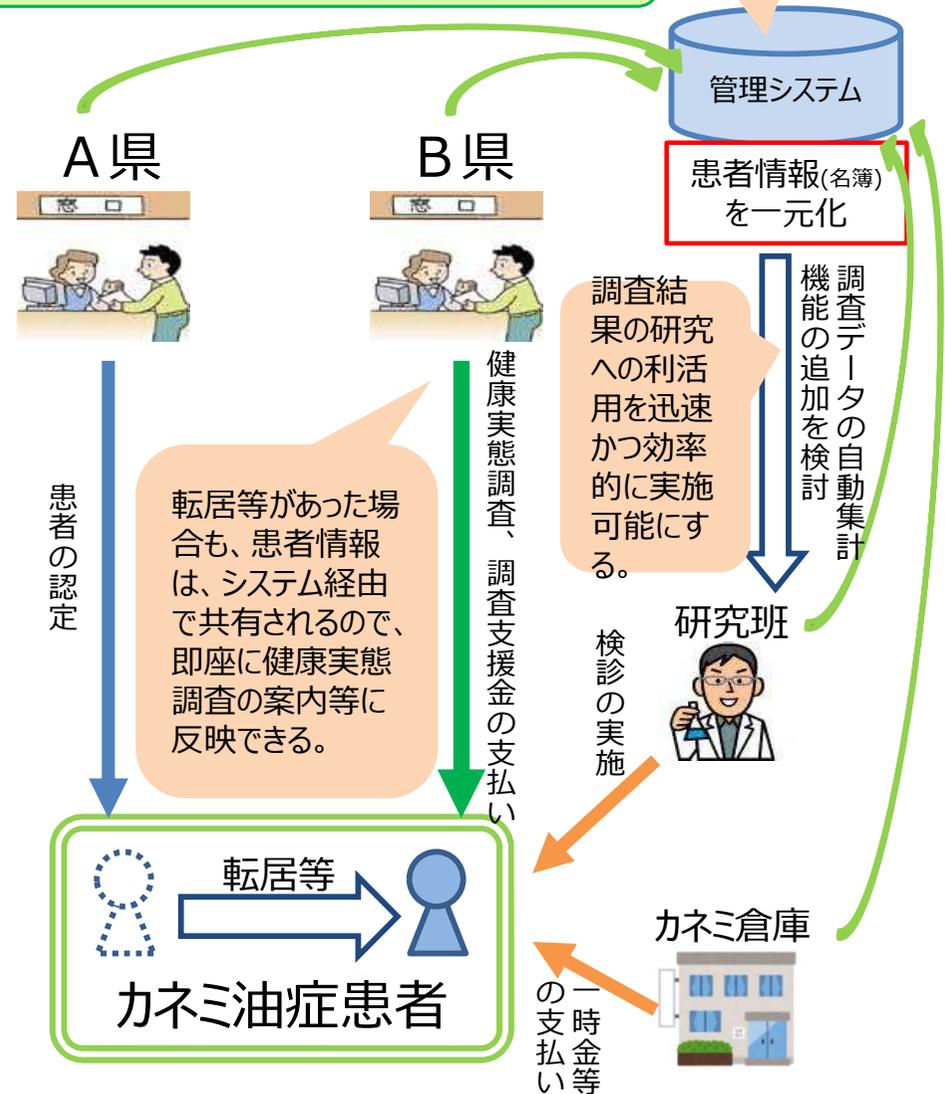
現状

カネミ油症患者の情報については、都道府県（カネミ油症担当）、油症治療研究班（九州大学、福岡県保健環境研究所）、カネミ倉庫株式会社などの主体が別々に管理・記録更新を行っており、形式も異なっている。



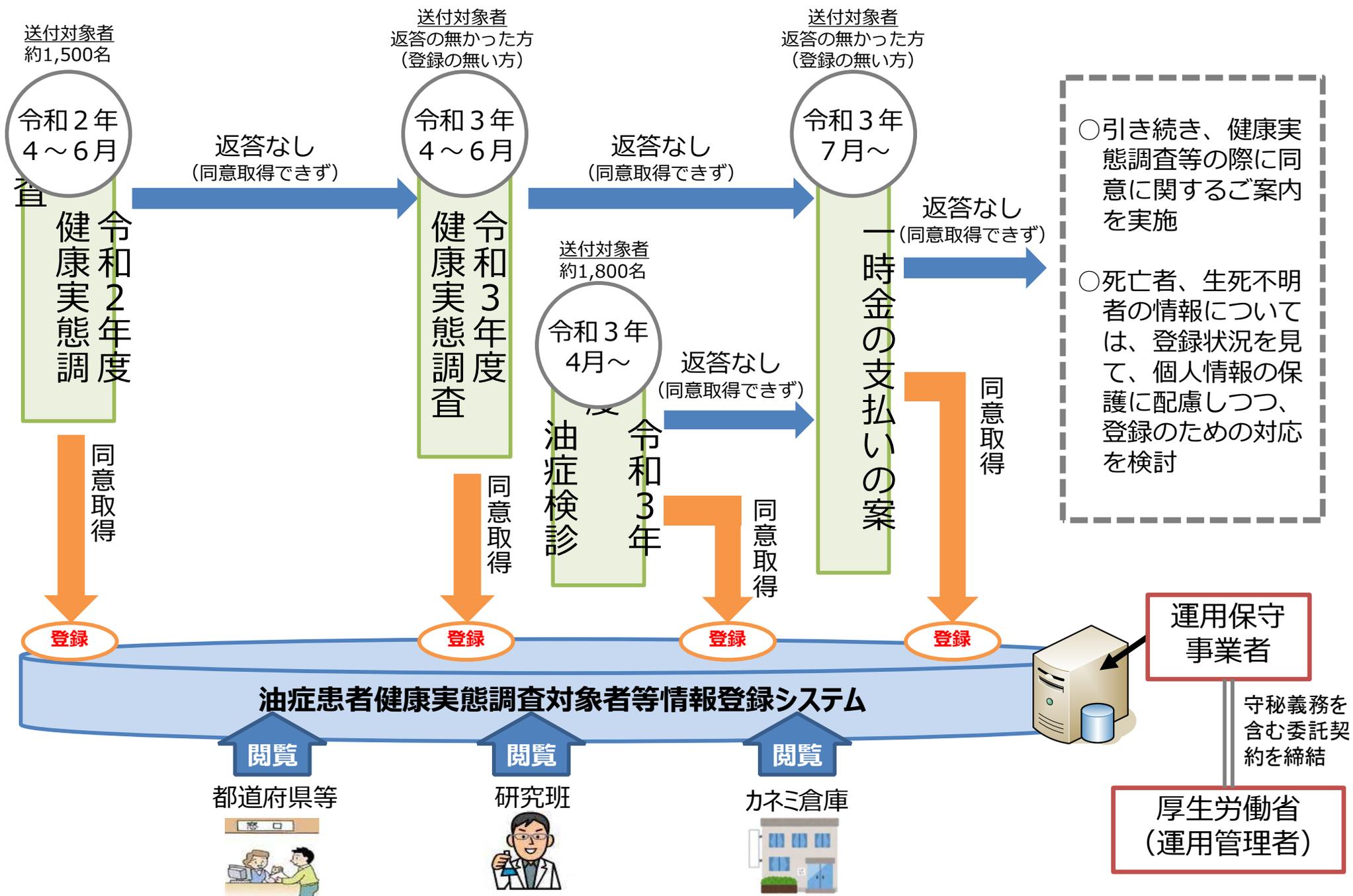
整備後

国がシステムを整備し、カネミ油症患者の情報の管理及び記録を標準化する。また個別に同意を得て、その範囲に限り他からの閲覧、更新を可能とする。(同意がない患者の情報の取り扱いは従来どおり)



- ・情報セキュリティの確保
- ・データ保全(バックアップ)

情報連携の同意取得の流れについて



情報連携に当たって実施するセキュリティ対策について

1 安全な通信環境の確保

- 都道府県との間は原則として、通常のインターネットとは切り離された国及び自治体間を結ぶ専用のネットワークを通じて通信を行います。
- 全国油症治療研究班等、上記のネットワークが使用できない利用主体についても、国のセキュリティ要件に適合した、暗号化された通信回線を通じて通信を行います。

2 不適切な操作の排除

- 情報の流出が生じないよう、本システムから利用者が情報を直接持ち出すことはできません。また、不必要な外部機器の接続も禁止します。
- 誤った操作による情報の削除が行われないよう、重要な操作については、システムが事前に注意表示を行い利用者に確認を促すこととします。

3 バックアップの徹底

- 登録された情報はすべて、システム上で毎日バックアップを実施します。
- 万一、システムに障害が発生した場合も、バックアップデータを使用し、速やかに情報を復元します。

■ 令和6年度健康実態調査における受療券利用可能医療機関の利用希望について

No.	都道府県	医療機関名	市区町村名
1	埼玉県	しぶや眼科クリニック	さいたま市浦和区上木崎2丁目3-2 上木崎メディカル1F
2	埼玉県	上山口ナオ歯科	さいたま市見沼区上山口新田69
3	東京都	あきら歯科医院	府中市本町1丁目2-1 海老澤ビル1階
4	神奈川県	聖マリアナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1
5	愛知県	医療法人ポライト あい歯科 矯正歯科	岡崎市小針町一シキ12-1
6	愛知県	医療法人グリーン歯科 グリーン歯科医院	岡崎市鶴岡町北魂場5-2
7	愛知県	医療法人整友会 豊橋整形外科鷹丘クリニック	豊橋市牛川町字中郷106-1
8	愛知県	大矢歯科	名古屋港区春田野2丁目307
9	大阪府	市立池田病院	池田市城南3-1-18
10	大阪府	関歯科医院	阪南市黒田295-1
11	大阪府	山田皮膚科医院	堺市堺区三国丘御幸通5
12	大阪府	まるたに眼科クリニック	堺市北区北長尾屋町1丁目7-10
13	大阪府	あまの皮ふ科	阪南市尾崎町53-1 MKビル2F
14	大阪府	市立豊中病院	豊中市柴原町4-14-1
15	兵庫県	高砂市民病院	高砂市荒井町紙町33-1
16	兵庫県	加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町439
17	兵庫県	藤原歯科医院	高砂市米田町島18-29
18	奈良県	平成記念病院	橿原市四条町827
19	島根県	三木クリニック（整形外科）	出雲市斐川町併川字神立706
20	島根県	清水医院	雲南市掛合町掛合857
21	島根県	うなん眼科	雲南市三刀屋町下熊谷1625-1
22	岡山県	倉敷平成病院	倉敷市老松町4-3-38
23	岡山県	倉敷中央病院	倉敷市美和1-1-1
24	広島県	大下医院	広島市南区旭1-19-25
25	広島県	しだはら歯科医院	安芸郡府中町本町5丁目2-12
26	広島県	広島市立北部医療センター安佐市民病院	広島市安佐北区亀山南1丁目2-1
27	広島県	竹口歯科	広島市南区段原2丁目1-7
28	広島県	藤東クリニック	安芸郡府中町茂陰1丁目1-1
29	広島県	医療法人至誠会 市頭眼科医院	山県郡北広島町蔵迫665-1
30	広島県	岸眼科	広島市南区翠2丁目25-11
31	広島県	千代田薬局	山県郡北広島町蔵迫665-4
32	広島県	横畑歯科医院	広島市安佐北区落合5-28-12
33	広島県	いのうえ内科	山県郡北広島町壬生144-1
34	広島県	広島リウマチ・内科クリニック	広島市中区鉄砲町10-13 八丁堀伊藤久芳堂ビル3F
35	広島県	近藤眼科医院	広島市安佐北区口田3-1-5
36	山口県	ニシムラ内科	宇部市東岐波花園2151-2
37	山口県	宇部中央病院	宇部市大字西岐波750
38	愛媛県	愛媛県立中央病院	松山市春日町83
39	高知県	アイン薬局	高知市大膳町40
40	高知県	高知記念病院	高知市城見町4-13
41	高知県	嶋本歯科医院	高知市桜井町2-5-13
42	高知県	畠中クリニック	高知市追手筋1-9-22
43	高知県	みちなか整形外科クリニック	高知市福井町811-1
44	福岡県	聖マリア病院	久留米市津福本町422
45	福岡県	阿座上内科循環器科クリニック	直方市大字頓野3826-1

No.	都道府県	医療機関名	市区町村名
46	福岡県	宗像水光会総合病院	福津市日蔭野5丁目7-1
47	福岡県	ハートフルシマダ訪問看護ステーション	小郡市小郡小坂井468-11
48	福岡県	みい内科クリニック	久留米市御井町2176-3
49	福岡県	合屋クリニック	糟屋郡志免町大字志免1686-1
50	福岡県	かわもと整形外科	福津市日蔭野1丁目5-1
51	福岡県	戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見2丁目5-1
52	福岡県	愛皮ふ科クリニック	福岡市西区姪浜駅南1-5-22
53	福岡県	神代医院	福岡市早良区荒江2-15-10
54	福岡県	福岡整形外科病院	福岡市南区柳河内2-10-50
55	福岡県	たなか泌尿器科・皮ふ科	福津市花見が浜1丁目4番3号
56	福岡県	やまと調剤薬局	直方市大字頓野3897-8
57	福岡県	大賀薬局福岡駅前店	福津市日蔭野1丁目5-4
58	福岡県	福岡大学病院	福岡市城南区七隈7丁目45-1
59	福岡県	はやし皮膚科クリニック	宗像市田熊4-2-5 Rビル2F
60	福岡県	たけ歯科・こども歯科	田川市弓削田1740
61	福岡県	宗像水光会総合病院	福津市日蔭野5-7-1
62	福岡県	ひまきのクリニック	福津市日蔭野5-5-11
63	福岡県	新飯塚駅内科	飯塚市立岩1049-11
64	福岡県	九州大学病院ダイオキシン研究診療センター	福岡市東区馬出3-1-1 九州大学病院ウエストウイング 5階
65	福岡県	社会保険大牟田天領病院	大牟田市天領町1-100
66	福岡県	六本松漢方内科	福岡市中央区六本松2-3-6
67	福岡県	木村整形外科	糸島市前原中央3-12-7
68	福岡県	たがひら内科クリニック	福岡市博多区上川端町13-3
69	福岡県	おの眼科	大川市幡保157
70	長崎県	高島脳神経内科	大村市池田2-304-1
71	長崎県	高島医院	長崎市大浜町1547
72	長崎県	岩本歯科診療所	五島市上大津町113
73	長崎県	岩永整形外科医院	長崎市柳田町2番地
74	長崎県	わたなべ耳鼻咽喉科クリニック	長崎市平和町5-25
75	長崎県	地方独立行政法人北松中央病院	佐世保市江迎町赤坂299
76	長崎県	あそう眼科	長崎市宝町5-5
77	長崎県	せいごうクリニック	長崎市畝刈町1613-85 ニューポートメディカルビル
78	長崎県	藤樹整形外科	長崎市伊勢町4番3号
79	長崎県	カリタス診療所	長崎市西出津町67-5
80	長崎県	玉川内科・歯科医院	東彼杵群川棚町下組郷2047-4
81	長崎県	いまむら整形外科医院	長崎市葉山町1丁目28-1
82	長崎県	たかの耳鼻咽喉科	西彼杵郡長与町高田郷8-35
83	長崎県	新井整骨院	五島市上大津町336-6
84	長崎県	山田医院	五島市三井薬町濱ノ畔1253-1
85	長崎県	ほんだ内科・内視鏡クリニック	長崎市尾上町8-44 酒井クリニックビル3F
86	長崎県	天神病院	佐世保市天神5丁目23-31
87	長崎県	うらの眼科クリニック	西彼杵郡時津町浦郷270-12
88	長崎県	ミチノオ駅前薬局	西彼杵郡長与町高田郷13-11
89	長崎県	そとめ薬局	長崎市新牧野町138-1
90	長崎県	長崎駅前薬局	長崎市尾上町8-44酒井クリニックビル1F

■ 令和6年度健康実態調査における受療券利用可能医療機関の利用希望について

別添1

No.	都道府県	医療機関名	市区町村名
91	長崎県	みつたけ薬局	東彼杵郡川棚町白石郷7-130
92	長崎県	たいら医院	西海市西海町木場郷528-2
93	長崎県	中村内科医院	長崎市上戸町3丁目4-21
94	長崎県	大坪整形外科	長崎市川口町1-1-107号
95	長崎県	山川内科	長崎市岩屋町23-3
96	長崎県	さわせ薬局	長崎市岩屋町23-10
97	熊本県	城山耳鼻咽喉科	熊本市西區城山大塘1-24-19
98	熊本県	わたなべ眼科	熊本市西區城山下北3-2-1
99	大分県	吉田歯科医院	佐伯市城西町2-60

10. 森永ひ素ミルク中毒被害者救済 事業に関する行政協力について

森永ヒ素ミルク中毒事件救済事業に関する行政協力について

1. 概要

昭和30年6月頃から、主に西日本を中心として、乳幼児の間に原因不明の発熱、頑固な下痢、皮膚の異常などを主症状とした疾病が続発。

森永乳業株式会社徳島工場の製造によるドライミルクに、ヒ素等の有害物質が混入したことによる食中毒事件（被害者数 令和6年11月30日現在 13,463名）。

昭和49年に、被害者救済のため「財団法人ひかり協会」が設立され、被害者の健康管理や生活保障援助等の事業を実施（費用は森永乳業が負担）。

2. 三者会談

昭和48年12月に開催された第5回目の三者会談で、以後の被害者に対する救済対策等について、旧厚生省、被害者とその家族で構成される守る会、森永乳業による3者間で確認書が取り交わされた。後にひかり協会も参加。

3. 行政協力

国は、確認書に基づき、被害者の恒久救済のため、ひかり協会が行う事業等に対し、各都道府県市と連携し、保健、医療、福祉、労働など幅広い分野で、行政協力を行っているところ。

行政協力のお願ひ

(公財) ひかり協会は、昭和30年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の救済を目的として、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」、森永乳業株式会社及び厚生省（当時）の三者の合意に基づいて、昭和49年4月に設立されたもので、厚生労働省としては、従来からひかり協会の事業の円滑な推進のために積極的に取り組んできたところです。

被害者のニーズは、被害者自身の加齢、保護者の高齢化等が相まって変化しており、介護のためのホームヘルパー等を必要とする重度な被害者から就職及び生活訓練の場を希望する被害者まで多種多様です。

各々の被害者のニーズに応えるためには、被害者の障害や症状に応じた的確な判断が必要なことから、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局や保健所、福祉事務所等の関係機関や市町村、都道府県労働局等と連携しつつ、積極的に対応されるようお願いいたします。

特に、ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、次に掲げる6点をお願いいたします。

- ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的を開催すること。
- ② (公財) ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議（地域救済対策委員会等）に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
- ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。
- ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。
- ⑤ 平成31年1月10日付事務連絡「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」に基づき、市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくこと。
- ⑥ 令和6年6月21日付事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について(依頼)」に基づき、ひかり協会から窓口課に対し、被害者の生活の状況や利用する介護サービスの調整にあたっての意向等について情報提供があった場合には、被害者が居住する市町村の介護保険主管部局への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）と、介護保険主管部局に対し、被害者が利用する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を適切に実施するとともに、(公財) ひかり協会と十分な連携を図るよう依頼すること。

平成31年1月10日付け事務連絡

「（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」

事務連絡
平成31年1月10日

各都道府県
〔 衛生主管部（局）
障害保健福祉主管部（局）
介護保険主管部（局） 〕 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
企画課
障害福祉課

厚生労働省老健局
介護保険計画課

（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところではありますが、事件発生から63年の歳月が経過し、被害者の高齢化が進むなか、適切なサービスが65歳以降にも提供されるかという点について、多くの被害者が不安を抱えております。

このため、現在、（公財）ひかり協会においては、障害のある被害者に対して、これまで障害福祉サービスを利用していただいていた被害者が65歳以降も量・内容ともに同様のサービスを受けられるよう関連する通知の周知や要介護認定等申請を促すなどの相談活動を行っているところです。

一方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等については、その運用に関して個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられています。

つきましては、こうした状況を踏まえ、障害のある被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、別添の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付け事務連絡）に基づき、市町村において、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めていただくようお願いいたします。また、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくようお願いいたします。

令和6年6月21日付け事務連絡

「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービス利用等に関する相談への対応について（依頼）」

事務連絡
令和6年6月21日

衛生主管部（局）
各都道府県
介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省健康・生活衛生局
総務課

厚生労働省老健局
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する
相談への対応について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業（以下「救済事業」という。）については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところです。

また、森永ひ素ミルク中毒被害者（以下「被害者」という。）の高齢化が進んでいることを踏まえ、介護サービスの利用等に関して、被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、別添の「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について」（平成25年2月27日食安企発第0227第3号・老高発第0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）に基づき、市町村において適切な対応がなされるよう、管内市町村への周知等をお願いしてきたところです。

今般、森永ひ素ミルク中毒事件発生から約69年の歳月が経過し、被害者の高齢化に伴い、介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されており、被害者が自力で行政や社会資源に結び付くことが困難な場合に、（公財）ひかり協会が、被害者に代わって、被害者が居住する都道府県又は市町村の森永ひ素ミルク中毒関係担当窓口課（以下「窓口課」という。）に相談する事例が増加することが想定されることから、改めて窓口課における対応について下記の通りまとめたため、御了知いただくとともに、管内の市町村へ周知いただくようお願いいたします。

○（公財）ひかり協会から窓口課に対し、被害者の生活の状況や利用する介護サービスの調整にあたっての意向等について情報提供があった場合には、被害者が居住する市町村の介護保険主管部局への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を行うこと。

○併せて、介護保険主管部局に対し、被害者が利用する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を適切に実施するとともに、（公財）ひかり協会と十分な連携を図るよう依頼すること。

（参考）

窓口課からの情報共有に当たっては、必要に応じて、（公財）ひかり協会の事業（※1）や、これまでの行政協力（※2）に係る資料を活用すること。

※1 （公財）ひかり協会の事業に係る参考資料

- ・（公財）ひかり協会 HP
<https://www.hikari-k.or.jp/>
- ・ 行政機関向けパンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511472.pdf>
- ・ 関係機関向けパンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511493.pdf>

※2 これまでの行政協力に係る参考資料

- ・ 厚生労働省 HP 「森永ひ素ミルク中毒事件について」
（※「行政協力」の項を参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/morinaga/index.html

記